

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成18年11月



株式会社MonotaRO

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式178,500千円（見込額）の募集及び株式2,003,400千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式327,600千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成18年11月2日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成18年11月

株式会社MonotaRO

大阪府中央区安土町二丁目3番13号

本ページ及びこれに続く記載内容は、当社の概況を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

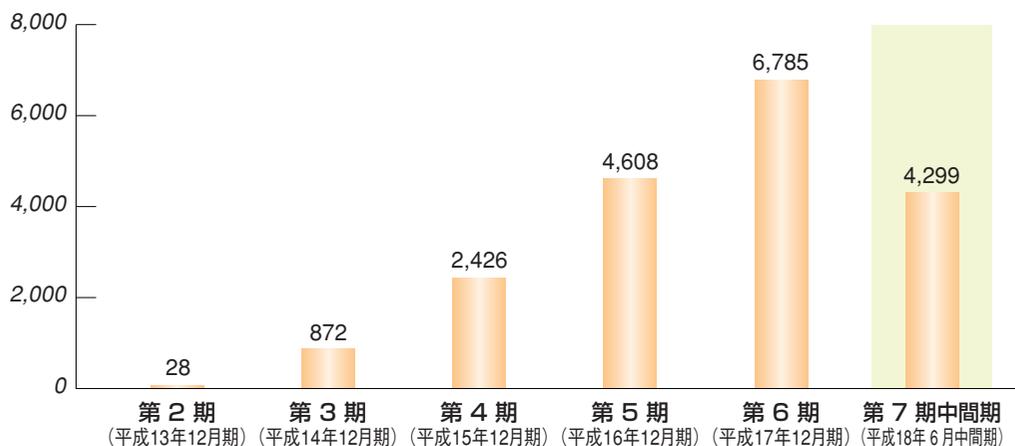
回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期中
決算年月	平成13年12月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年6月
売上高(千円)	28,107	872,364	2,426,258	4,608,791	6,785,330	4,299,198
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△186,302	△818,800	△912,561	△320,745	200,469	228,215
当期(中間)純利益又は当期純損失(△)(千円)	△196,814	△880,458	△917,684	△323,985	219,876	227,080
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金(千円)	445,000	1,036,450	1,536,425	1,536,425	1,536,425	2,125,650
発行済株式総数(株)	5,000	8,943	11,800	11,800	11,800	15,167
純資産額(千円)	533,389	835,831	918,096	594,110	813,987	2,219,517
総資産額(千円)	575,861	1,486,030	1,888,164	1,879,366	2,618,986	3,898,587
1株当たり純資産額(円)	106,678.00	93,462.05	77,804.77	50,348.34	68,981.96	146,338.59
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△39,362.83	△98,452.29	△82,070.72	△27,456.42	18,633.62	15,138.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	92.6	56.2	48.6	31.6	31.1	56.9
自己資本利益率(%)	—	—	—	—	31.2	15.0
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	△889,459	163,419	△74,552
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	△36,652	△70,847	△67,979
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	—	100,000	1,073,305
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高(千円)	—	—	—	175,639	368,211	1,298,984
従業員数(外、平均臨時雇用者数)(人)	16 (12)	29 (28)	32 (49)	35 (61)	51 (68)	58 (74)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
6. 第3期まで、1株当たり当期純利益は、期末発行済株式総数に基づき算出しておりましたが、第4期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しており、1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
7. 第2期から第5期の自己資本利益率は、当期純損失のため記載しておりません。
8. 第5期、第6期の財務諸表及び第7期中間期の中間財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査及び中間監査を受けておりますが、第2期から第4期までの財務諸表については、監査を受けておりません。
9. 当社は平成18年8月21日付で株式1株につき3株の分割を行っております。そこで、株式会社東京証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の作成上の留意点について」(平成18年4月28日付 東証上審第178号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、適宜修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第2期から第4期までの数値についてはあずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期中
決算年月	平成13年12月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月	平成18年6月
1株当たり純資産額(円)	35,559.33	31,154.02	25,934.92	16,782.78	22,993.99	48,779.53
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△13,120.94	△32,817.43	△27,356.91	△9,152.14	6,211.21	5,046.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	—	—	—

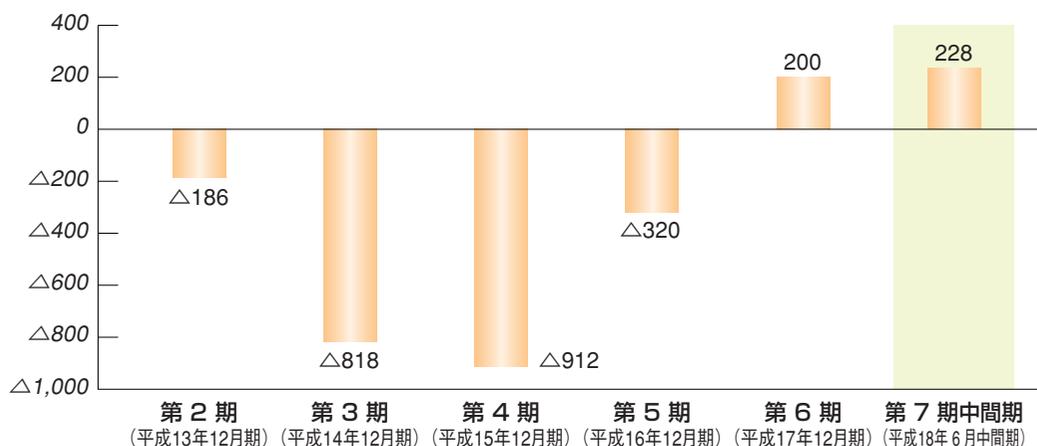
売上高

(単位:百万円)



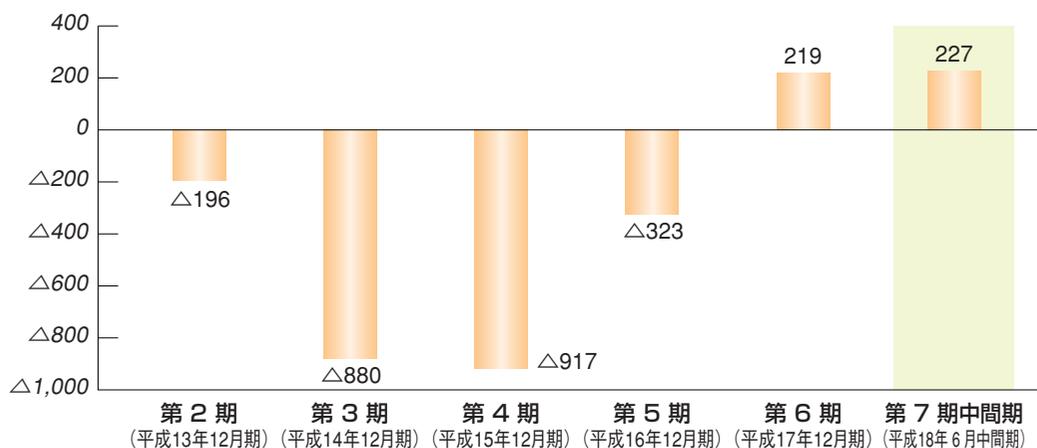
経常利益又は経常損失

(単位:百万円)

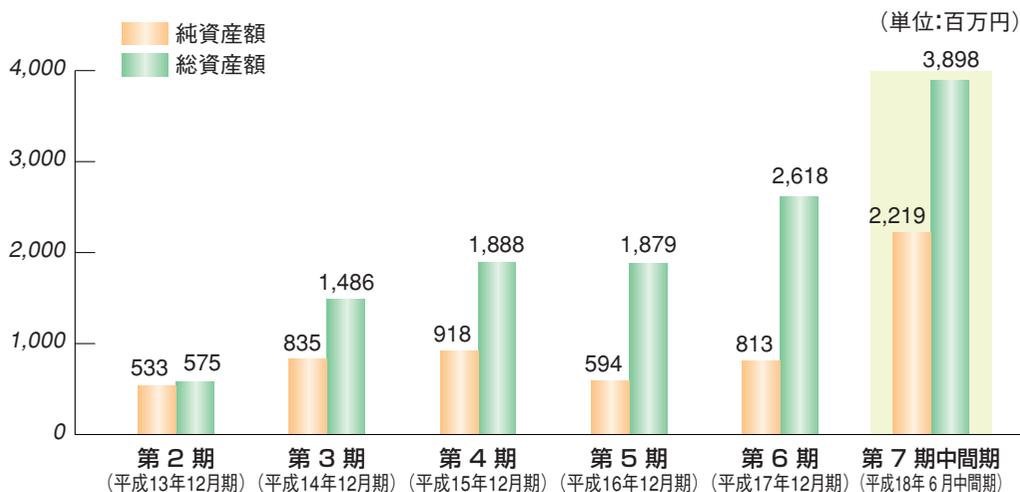


当期(中間)純利益又は当期純損失

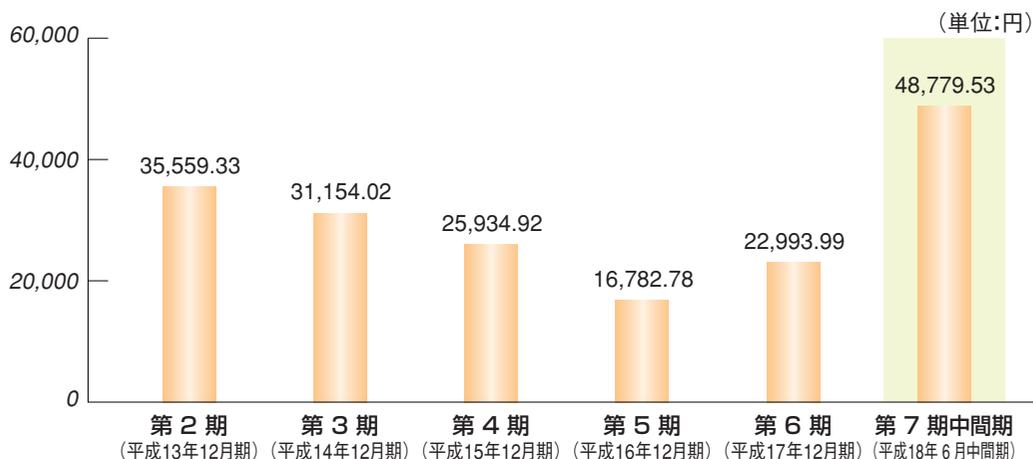
(単位:百万円)



純資産額・総資産額

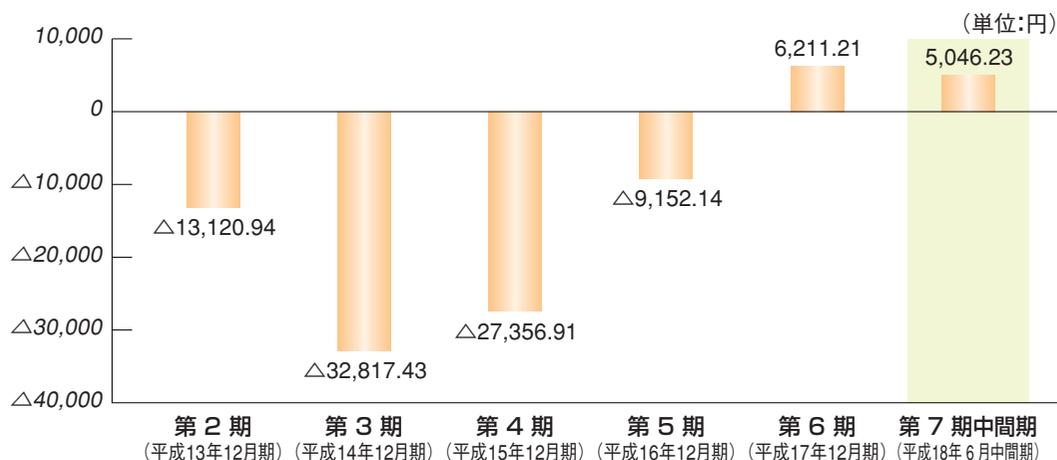


1株当たり純資産額



(注) 平成18年8月21日付をもって株式1株につき3株の分割を行っております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり純資産額の推移を表記しております。

1株当たり当期(中間)純利益又は1株当たり当期純損失



(注) 平成18年8月21日付をもって株式1株につき3株の分割を行っております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益金額の推移を表記しております。

2 事業の内容

当社は、主にEコマース（インターネットを基盤とした流通）を利用した通信販売によって、工場用間接資材を、国内の中小製造業を中心とした顧客に対して販売しております。

（営業形態）

当社は、国内・外の卸業者・メーカーから仕入れた商品を、自社ホームページ「MonotaRO.com」のウェブカタログ上及び各顧客に配布する紙カタログ上に掲載し、エンドユーザーに直接販売しております。

商品の仕入・販売に関しては、店舗・営業所を所有しておらず、顧客からの受注機能、仕入商品の発注機能、商品の入出荷機能及びコールセンターにおける顧客サポート機能を、本社及び物流センターに集約しており、受発注管理のほぼ全てをインターネット及びファクシミリを通じて行っております。また、自社ホームページを通じて商品を購入する顧客情報をデータベース化することにより、顧客ごとの購買特性を販売活動に反映させ、顧客が求める商品の提供を目的とした仕組みを構築しております。

顧客に対するアプローチとしては、チラシの郵送、ファクシミリ・電子メールによるダイレクトメールの送信、インターネットを通じた広告の掲載によっており、各手法を組み合わせることにより、新規獲得、追加販売並びに離脱防止に努めております。



「MonotaRO.com」ウェブカタログ



「MonotaRO」紙カタログ

取扱商品

取扱商品としましては、工場内で日常的に使用される消耗品や補修用品といった工場用間接資材を中心としております。工場用間接資材は、製造業を営む企業において、購買金額において占める割合が低い一方で、購買アイテム数が多岐に亘るといった特徴があり、購買時間をかけずに商品を仕入れることが重要視される傾向にあります。

事業の品目別分類につきましては、下記のとおりであります。

工場消耗品 主として製造現場で使用される工具類等、耐久期間の短いものおよび使用の都度減耗・消耗するもので、次のものを中心に取り扱っております。

はんだ関連用品、電動・空圧工具、スプレー・オイル・グリス、メガネ、切削工具、ステンレス・アルミ製品、塗装用品、マスク、安全用品、清掃用品・洗剤、安全靴・安全スニーカー、静電気対策・クリーンルーム用品、接着剤・補修剤、研磨材、安全標識、測定工具、手袋、作業工具



ドリル



軍手



洗剤 ユーゲル

工場交換部品 主として製造現場で使用される補助機器や製造設備等の補助部品で、次のものを中心に取り扱っております。

梱包用品、電気材料、機械部品、油圧機器、ねじ・ボルト類、コンプレッサー・カバー・空圧機器・ホース・チューブ、キャスター、配管・継手・バルブ類、ベアリング・伝動機器、トラック用品、テープ、ポンプ・送風機、制御機器、荷役運搬機器



ストレッチフィルム



台車



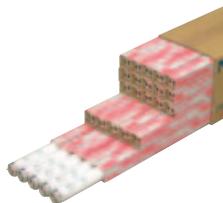
ベアリング

その他 上記以外のもので、次のものを中心に取り扱っております。

電池、照明、トナー/インク、作業服、事務用品



FAX感熱紙

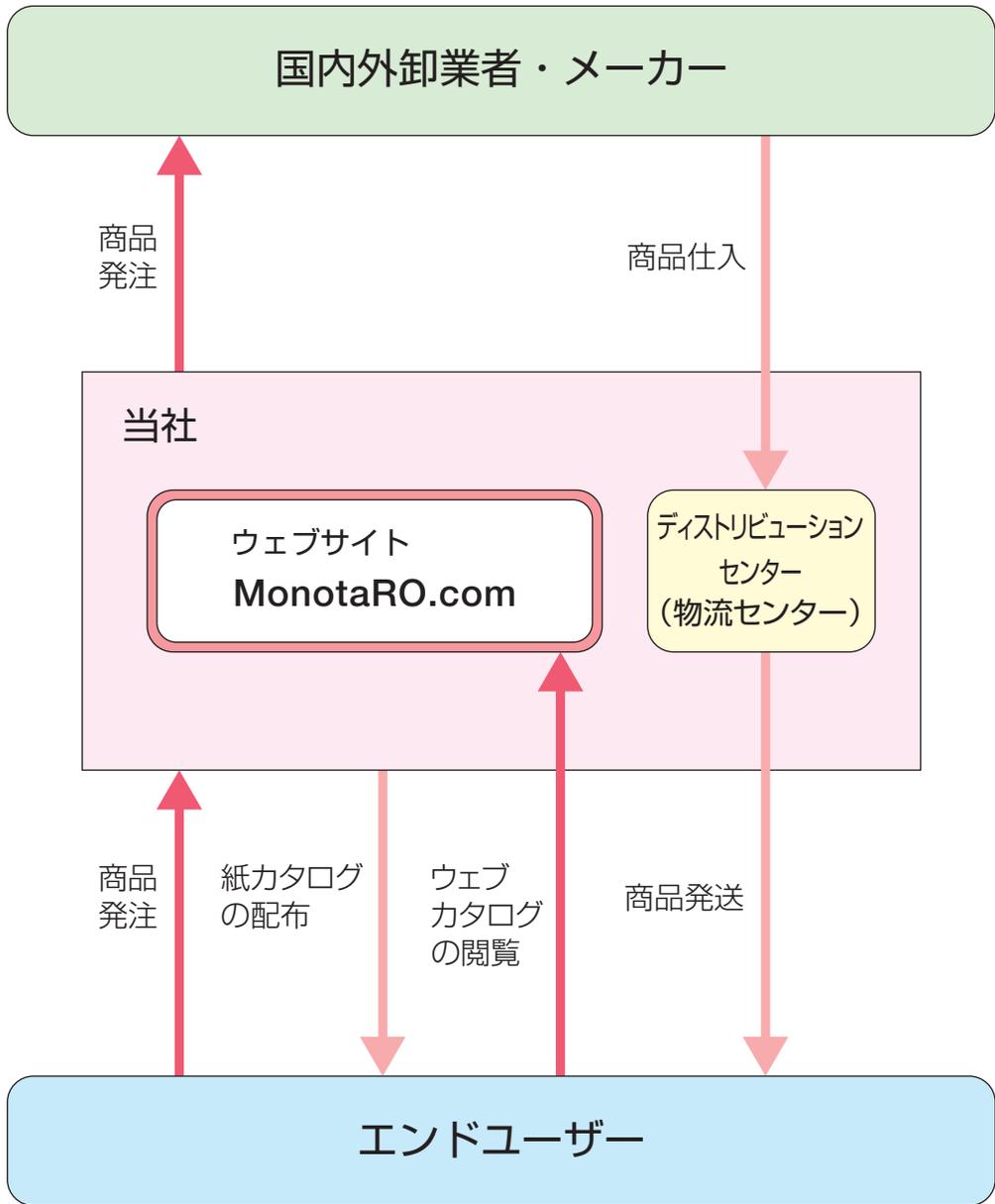


蛍光灯



防護服

事業系統図



目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
第3 募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	12
3. 事業の内容	13
4. 関係会社の状況	15
5. 従業員の状況	15
第2 事業の状況	16
1. 業績等の概要	16
2. 生産、受注及び販売の状況	19
3. 対処すべき課題	20
4. 事業等のリスク	21
5. 経営上の重要な契約等	27
6. 研究開発活動	27
7. 財政状態及び経営成績の分析	28
第3 設備の状況	31
1. 設備投資等の概要	31
2. 主要な設備の状況	31
3. 設備の新設、除却等の計画	32

第4	提出会社の状況	33
1.	株式等の状況	33
(1)	株式の総数等	33
(2)	新株予約権等の状況	33
(3)	発行済株式総数、資本金等の推移	36
(4)	所有者別状況	37
(5)	議決権の状況	37
(6)	ストックオプション制度の内容	38
2.	自己株式の取得等の状況	40
3.	配当政策	40
4.	株価の推移	40
5.	役員の状況	41
6.	コーポレート・ガバナンスの状況	44
第5	経理の状況	47
	財務諸表等	48
(1)	財務諸表	48
①	貸借対照表	48
②	損益計算書	52
③	株主資本等変動計算書	54
④	キャッシュ・フロー計算書	55
⑤	損失処理計算書	59
⑥	附属明細表	89
(2)	主な資産及び負債の内容	91
(3)	その他	93
第6	提出会社の株式事務の概要	94
第7	提出会社の参考情報	95
1.	提出会社の親会社等の情報	95
2.	その他の参考情報	95
第四部	株式公開情報	96
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	96
第2	第三者割当等の概況	97
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	97
2.	取得者の概況	100
3.	取得者の株式等の移動状況	108
第3	株主の状況	109
	[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成18年11月2日
【会社名】	株式会社MonotaRO
【英訳名】	MonotaRO Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 瀬戸 欣哉
【本店の所在の場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号
【電話番号】	06-6262-3530
【事務連絡者氏名】	執行役管理部長 田中 秀和
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号
【電話番号】	06-6262-3530
【事務連絡者氏名】	執行役管理部長 田中 秀和
【届出の対象とした募集及び売出有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	入札による募集 ー円 入札によらない募集 ー円 ブックビルディング方式による募集 178,500,000円
【届出の対象とした売出金額】	(引受人の買取引受による売出し) 入札による売出し ー円 入札によらない売出し ー円 ブックビルディング方式による売出し 2,003,400,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) 入札による売出し ー円 入札によらない売出し ー円 ブックビルディング方式による売出し 327,600,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 (会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額 は、有価証券届出書提出時における見込額でありま す。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）
普通株式	500

- (注) 1. 平成18年11月2日（木）開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成18年11月16日（木）開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

2【募集の方法】

平成18年11月27日（月）に決定される引受価額にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は発行価額（平成18年11月16日（木）開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	500	178,500,000	105,000,000
計（総発行株式）	500	178,500,000	105,000,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（420,000円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（420,000円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は、210,000,000円となります。
6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	1	自 平成18年11月29日(水) 至 平成18年12月4日(月)	未定 (注) 4.	平成18年12月5日(火)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成18年11月16日(木)に、仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成18年11月27日(月)に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い公開会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たって、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 平成18年11月16日(木)開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2. 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成18年11月27日(月)に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 平成18年11月2日(木)開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成18年11月27日(月)に資本組入額を決定する予定であります。

4. 申込証拠金は発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株券受渡期日は、平成18年12月6日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 引受人は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については、各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。なお、申込み在先立ち、引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行う場合、その期間は平成18年11月17日(金)から平成18年11月24日(金)までの予定であります。当該需要の申告は、変更又は撤回することが可能であります。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4. 株式の引受け」欄の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 船場中央支店	大阪府中央区久太郎町二丁目1番30号
株式会社みずほ銀行 大阪中央支店	大阪府中央区北浜三丁目6番13号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券エスエムビー シー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成18年12月5日(火)までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	500	—

- (注) 1. 引受株式数は、平成18年11月16日(木)開催予定の取締役会において決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成18年11月27日(月))に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
3. 引受人は、上記引受株式数の一部を引受人以外の証券会社に販売を委託する場合があります。また、これとは別に、引受人は、上記引受株式数のうち、50株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に委託販売する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
195,300,000	12,000,000	183,300,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（420,000円）を基礎として算出した見込額であります。平成18年11月16日（木）開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額とは異なります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額183,300千円については、新ディストリビューションセンターへの移転に伴う設備投資に充当する予定であります。

- (注) 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成18年11月27日（月）に決定される引受価額にて引受人は買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	4,770	2,003,400,000	東京都中央区晴海一丁目8番11号 住友商事株式会社
計(総売出株式)	—	4,770	2,003,400,000	—

- (注) 1. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（420,000円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 平成18年 11月29日(水) 至 平成18年 12月4日(月)	1	未定 (注)2.	引受人の本 支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 大和証券エスエムビーシー 株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 東京都港区赤坂五丁目2番20号 日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 三菱UFJ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番 16号 みずほインベスターズ証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 マネックス証券株式会社	未定 (注)3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成18年11月27日(月))に決定いたします。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成18年11月27日(月)に元引受契約を締結する予定であります。

ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5. 引受人は、引受株式数の一部を、引受人以外の証券会社に販売を委託する場合があります。

6. 株券受渡期日は、上場(売買開始)日(平成18年12月6日(水))であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

8. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	780	327,600,000	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 大和証券エスエムビーシー株式会社
計 (総売出株式)	—	780	327,600,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券エスエムビーシー株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成18年12月6日（水）から平成18年12月19日（火）までの期間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容につきましては、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（420,000円）で算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位(株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1.	自 平成18年 11月29日(水) 至 平成18年 12月4日(月)	1	未定 (注) 1.	大和証券エスエムビー シー株式会社の本支店 及び営業所	—	—

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成18年11月27日（月））において決定する予定であります。

3. 大和証券エスエムビーシー株式会社は、売出株式数の一部を、大和証券エスエムビーシー株式会社以外の証券会社に販売を委託する場合があります。

4. 株券受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株券受渡期日と同じ上場（売買開始）日（平成18年12月6日（水））の予定であります。株券は機構の株券等に関する業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場（売買開始）日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

6. 大和証券エスエムビーシー株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所「マザーズ」への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券エスエムビーシー株式会社を主幹事証券会社（以下「主幹事会社」という。）として、平成18年12月6日（水）に東京証券取引所「マザーズ」へ上場される予定であります。

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である住友商事株式会社より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限として当社株主より追加的に当社株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、平成18年12月19日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場日（売買開始日）から平成18年12月19日までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、当社の大株主でありその所有する当社普通株式の一部を売り出す住友商事株式会社及び当社の大株主であるGrainger International, Inc. は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場後6ヶ月間を経過する日までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びグリーンシュエーションに関する対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得する等を除く。）を行わない旨を合意しております。これら株主の所有するロックアップの対象となる当社普通株式は、合計29,211株となります。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間において、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行及び当社普通株式に転換する権利あるいは同株式を引き受ける権利の付与された有価証券の発行（本募集、株式分割及びストックオプション等による新株発行を除く。）又は売却を行わないことにつき合意しております。

なお、上記いずれの場合においても主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成13年12月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月
売上高 (千円)	28,107	872,364	2,426,258	4,608,791	6,785,330
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△186,302	△818,800	△912,561	△320,745	200,469
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△196,814	△880,458	△917,684	△323,985	219,876
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	445,000	1,036,450	1,536,425	1,536,425	1,536,425
発行済株式総数 (株)	5,000	8,943	11,800	11,800	11,800
純資産額 (千円)	533,389	835,831	918,096	594,110	813,987
総資産額 (千円)	575,861	1,486,030	1,888,164	1,879,366	2,618,986
1株当たり純資産額 (円)	106,678.00	93,462.05	77,804.77	50,348.34	68,981.96
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△39,362.83	△98,452.29	△82,070.72	△27,456.42	18,633.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	92.6	56.2	48.6	31.6	31.1
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	31.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△889,459	163,419
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△36,652	△70,847
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	100,000
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	175,639	368,211
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	16 (12)	29 (28)	32 (49)	35 (61)	51 (68)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

6. 第3期まで、1株当たり当期純利益は、期末発行済株式総数に基づき算出しておりましたが、第4期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しており、1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
7. 第2期から第5期の自己資本利益率は、当期純損失のため記載しておりません。
8. 第5期及び第6期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第2期から第4期までの財務諸表については、監査を受けておりません。
9. 当社は平成18年8月21日付で株式1株につき3株の分割を行っております。そこで、株式会社東京証券取引所の引受担当者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)の作成上の留意点について」(平成18年4月28日付 東証上審第178号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第2期から第4期までの数値についてはあずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成13年12月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月
1株当たり純資産額 (円)	35,559.33	31,154.02	25,934.92	16,782.78	22,993.99
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△13,120.94	△32,817.43	△27,356.91	△9,152.14	6,211.21
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

年月	事項
平成12年10月	工場用間接資材の通信販売業を目的として、大阪市西区立売堀において住友商事株式会社と Grainger International, Inc. の共同出資により、住商グレンジャー株式会社を資本金1億円をもって設立
平成13年8月	本社を大阪市中央区安土町に移転
平成13年11月	インターネットによる工場用間接資材の通信販売事業を開始
平成14年3月	大阪府東大阪市加納に倉庫物件を賃借し、ディストリビューションセンター（物流センター）を開設（平成15年1月解約）
平成15年2月	大阪府東大阪市西石切町に倉庫物件を賃借し、ディストリビューションセンター（物流センター）を移転
平成18年2月	会社名を株式会社MonotaROに変更
平成18年3月	コーポレート・ガバナンス体制を旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく委員会等設置会社へ移行
平成18年6月	個人消費者向けの専用ウェブサイト(IHC.MonotaRO)をオープンし、個人消費者に対する販売を開始

3【事業の内容】

当社は、主にEコマース（インターネットを基盤とした流通）を利用した通信販売によって、工場用間接資材を、国内の中小製造業を中心とした顧客に対して販売しております。

（営業形態）

当社は、国内・外の卸業者・メーカーから仕入れた商品を、自社ホームページ「MonotaRO.com」のウェブカタログ上及び各顧客に配布する紙カタログ上に掲載し、エンドユーザーに直接販売しております。

商品の仕入・販売に関しては、店舗・営業所を所有しておらず、顧客からの受注機能、仕入商品の発注機能、商品の入出荷機能及びコールセンターにおける顧客サポート機能を、本社及び物流センターに集約しており、受発注管理のほぼ全てをインターネット及びファクシミリを通じて行っております。また、自社ホームページを通じて商品を購入する顧客情報をデータベース化することにより、顧客ごとの購買特性を販売活動に反映させ、顧客が求める商品の提供を目的とした仕組みを構築しております。

顧客に対するアプローチとしては、チラシの郵送、ファクシミリ・電子メールによるダイレクトメールの送信、インターネットを通じた広告の掲載によっており、各手法を組み合わせることにより、新規獲得、追加販売並びに離脱防止に努めております。

（取扱商品）

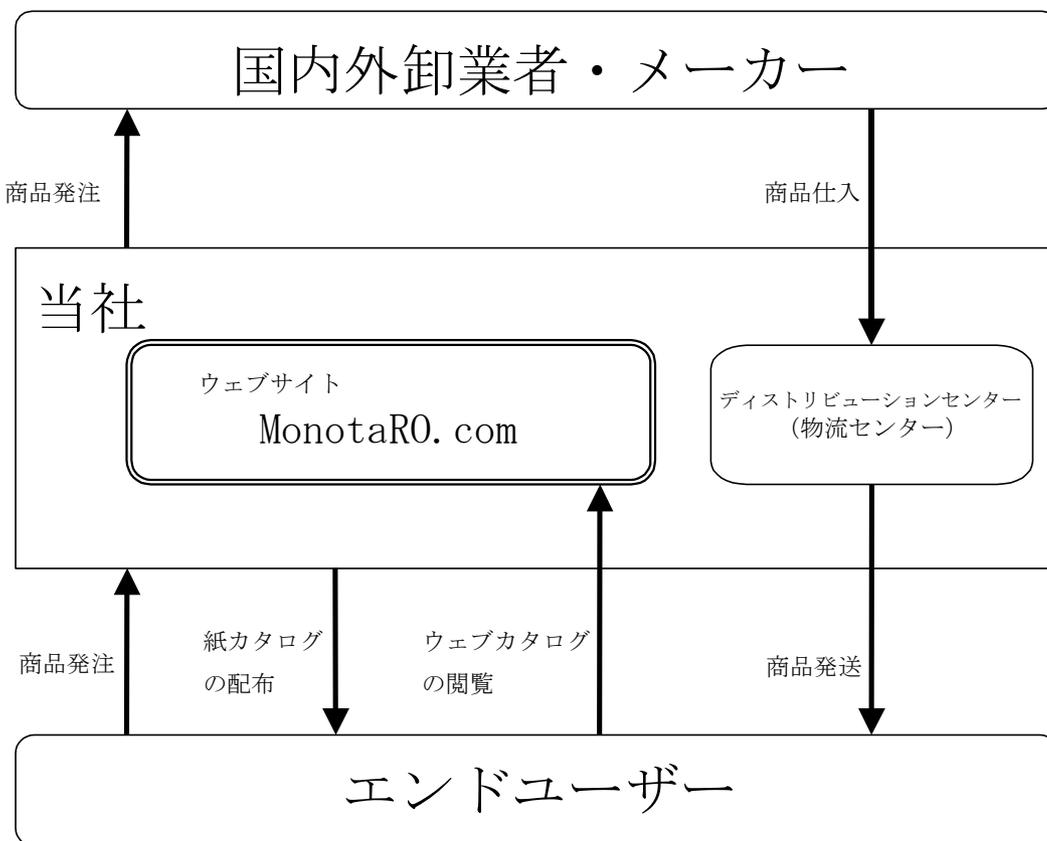
取扱商品としましては、工場内で日常的に使用される消耗品や補修用品といった工場用間接資材を中心としております。工場用間接資材は、製造業を営む企業において、購買金額において占める割合が低い一方で、購買アイテム数が多岐に亘るといった特徴があり、購買時間をかけずに商品を仕入れることが重要視される傾向にあります。

事業の品目別分類につきましては、下記のとおりであります。

- | | |
|------------|--|
| (1) 工場消耗品 | 主として製造現場で使用される工具類等、耐久期間の短いものおよび使用の都度減耗・消耗するもので、次のものを中心に取り扱っております。
はんだ関連用品、電動・空圧工具、スプレー・オイル・グリス、メガネ、切削工具、ステンレス・アルミ製品、塗装用品、マスク、安全用品、清掃用品・洗剤、安全靴・安全スニーカー、静電気対策・クリーンルーム用品、接着剤・補修剤、研磨材、安全標識、測定工具、手袋、作業工具 |
| (2) 工場交換部品 | 主として製造現場で使用される補助機器や製造設備等の補助部品で、次のものを中心に取り扱っております。
梱包用品、電気材料、機械部品、油圧機器、ねじ・ボルト類、コンプレッサー・カプラ・空圧機器・ホース・チューブ、キャスター、配管・継手・バルブ類、ベアリング・伝動機器、トラック用品、テープ、ポンプ・送風機、制御機器、荷役運搬機器 |
| (3) その他 | 上記以外のもので、次のものを中心に取り扱っております。
電池、照明、トナー/インク、作業服、事務用品 |

[事業系統図]

事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) 住友商事株式会社 (注) 1.	東京都中央区	219,278百万円	総合商社	(被所有) 43.88	当社商品の販売 当社への社外取締役の派遣
(その他の関係会社) W.W.Grainger, Inc. (注) 2.	アメリカ合衆国イリノイ州	54,834千米ドル	卸・小売業	(被所有) 38.64 (38.64)	当社への社外取締役の派遣 (注) 3.
(その他の関係会社) Grainger International, Inc.	アメリカ合衆国イリノイ州	1,000千米ドル	投資会社	(被所有) 38.64	当社への社外取締役の派遣 (注) 3.

(注) 1. 有価証券報告書を提出しております。

2. 議決権の所有(被所有)割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. W.W.Grainger, Inc. 及びGrainger International, Inc. からの社外取締役の派遣に関しては、両社に籍を置く同一人物であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
63 (72)	36.7	1.7	5,785,432

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

当事業年度における我が国経済は、自動車産業を中心とした国内製造業の設備投資の増加や堅調な個人消費、雇用環境の改善などを背景に景気は底堅さを増し、概ね順調な回復傾向の中で推移いたしました。

一方、当社が属する工場用間接資材販売業界におきましては、景気回復傾向のなか、生産活動が活発化した国内の製造工場の機械設備の更新等の需要増加に支えられ、全体として底堅い動きが見られ、総じて堅調な回復基調で推移いたしました。

このような状況下、当社は当期中に2回の新規カタログの発行、タイムリーなダイレクトメールの発行等によるプロモーション活動及び顧客ニーズに基づく新商品の導入等による新規顧客の獲得活動を展開してまいりました。

この結果、当事業年度末日現在での登録会員数(注)は、121,529件（前事業年度末現在は82,419件）を数えるに至りました。

また、事業基盤強化を目的として、前事業年度より取扱いを開始した輸入商品の仕入高を拡大いたしました。

他方、取扱い物量の増加に対応するため、ディストリビューションセンター（物流センター）に隣接する倉庫延床面積2,310㎡を新たに賃借し、既存分と合わせ延床面積約10,000㎡規模の物流体制を構築いたしました。

このような営業活動の結果、当事業年度の売上高は、6,785百万円(前期比47.2%増)となりました。利益面では、売上高の増加による固定費率の低減、他の商品と比較して利益率の高いプライベートブランド商品取り扱い拡大に伴う原価率の改善により、営業利益は199百万円(前期は325百万円の営業損失)、経常利益は200百万円(前期は320百万円の経常損失)、当期純利益は219百万円(前期は323百万円の当期純損失)と、何れも増益となり、設立以来初めて事業年度を通じて利益を計上いたしました。

事業の品目別の業績概要は、次のとおりであります。

① 工場消耗品

切削工具、測定工具、作業工具、電動工具などの受注の好調に支えられ、売上高は3,878百万円（前期比46.8%増）となりました。

② 工場交換部品

工事用材料の配管・継手、ねじ・ボルト類、電気材料、機械部品などの受注の好調に支えられ、売上高は1,896百万円（前期比53.1%増）となりました。

③ その他

事務用品、作業服、照明などの受注の好調に支えられ、売上高は1,010百万円（前期比38.7%増）となりました。

(注) 1社で複数の事業所が登録されている場合があります。また、個人事業主も含まれております。

翌事業年度の中間会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高騰などの不安要因はあったものの、設備投資や個人消費を柱とする国内民間需要が牽引し、企業の収益改善が進み、国内景気は着実に上向き方向で推移いたしました。

一方、当社が販売する工場用間接資材の販売業界におきましても、内需、国内経済の緩やかな回復と企業業績の改善を背景に、製造業の生産稼働率の上昇により堅調な需要環境に支えられ、概ね順調な業況で推移いたしました。

こうした経済状況の中、当社は、商品ラインアップのより一層の強化に取り組むとともに、引き続き、チラシのダイレクトメールのファクシミリや郵便等による送付、カタログの送付、インターネットを使った広告等、積極的なプロモーション活動を展開し、新規顧客の獲得に力を入れ、当中間会計期間において26,922件の新規顧客を獲得し、当中間会計期間末現在の登録会員数は148,451件となりました。また、平成18年6月には個人消費者向けの専用ウェブサイト(IHC. MonotaRO)を立ち上げ、個人消費者への販売も開始いたしました。

以上の結果、当中間会計期間におきましては、売上高4,299百万円、営業利益227百万円、経常利益228百万円、中間純利益227百万円となりました。

事業の品目別の業績概要は、次のとおりであります。

① 工場消耗品

切削工具、手袋、清掃用品・洗剤などの受注の好調に支えられ、売上高は2,407百万円となりました。

② 工場交換部品

梱包用品、荷役運搬機器、ペアリングなどの受注の好調に支えられ、売上高は1,289百万円となりました。

③ その他

事務用品、作業服、照明などの受注の好調に支えられ、売上高は601百万円となりました。

なお、当中間会計期間が、中間財務諸表作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません（以下、「(2) キャッシュ・フロー」及び「2 生産、受注及び販売の状況」において同じ。）。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

当事業年度における各キャッシュ・フローは、次のとおりであります。

営業活動による収入が163百万円と財務活動による収入が100百万円あった一方、投資活動による支出が70百万円となった結果、当期末の現金及び現金同等物の残高は、前期末に比べ192百万円増加し、368百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果取得した資金は、163百万円（前期比1,052百万円増収）となりました。これは主に、税引前当期純利益200百万円（前期比521百万円増）を計上したほか、仕入債務の増加による収入270百万円（前期比70百万円減）及びたな卸資産の増加による支出215百万円（前期比182百万円減）を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動により使用した資金は70百万円（前期比34百万円増）となりました。これは主に、無形固定資産（ソフトウェア）の取得のための支出が72百万円（前期比39百万円増）となったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において、財務活動から得た資金は100百万円であります。これは短期借入金の新規借入によるものであります。

翌事業年度の中間会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動により74百万円減少、投資活動により67百万円減少、財務活動により1,073百万円増加したことにより、前事業年度末と比較し930百万円増加し、当中間会計期間末残高は1,298百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果使用した資金は、74百万円となりました。これは主に、税引前中間純利益を228百万円計上できたものの、売上債権の増加による支出144百万円、たな卸資産の増加による支出190百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動の結果使用した資金は、67百万円となりました。これは主に、無形固定資産（ソフトウェア）の取得のための支出が65百万円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動の結果得られた資金は、1,073百万円となりました。これは、増資による収入1,173百万円と短期借入金の返済による支出100百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 商品仕入実績

当事業年度及び翌事業年度の中間会計期間の仕入実績を事業の品目別に示すと、次のとおりであります。

区 分	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)		翌事業年度の中間会計 期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)
	仕入高(千円)	前年同期比 (%)	仕入高 (千円)
工場消耗品	2,656,117	131.3	1,726,619
工場交換部品	1,341,079	129.5	817,872
そ の 他	809,670	118.6	484,665
合計 (千円)	4,806,867	128.5	3,029,157

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

該当事項はありません。

(4) 販売実績

当事業年度及び翌事業年度の中間会計期間の販売実績を事業の品目別に示すと、次のとおりであります。

区 分	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)		翌事業年度の中間会計 期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)
	販売高(千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
工場消耗品	3,878,410	146.8	2,407,551
工場交換部品	1,896,735	153.1	1,289,759
そ の 他	1,010,183	138.7	601,887
合計 (千円)	6,785,330	147.2	4,299,198

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 主要な販売先については、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当社は、インターネットを主たる手段とする通信販売でシェアを拡大してまいりましたが、今後、景気が悪化した場合においても収益を確保するためには、以下に記載する対処すべき課題があると認識しております。そのために次の課題に取り組んでまいります。

1. 売上拡大

① 優良顧客の顧客内シェアの拡大

当社の売上拡大と安定的な収益確保には、既存優良顧客の当社への依存度の拡大が重要であると考えております。優良顧客の顧客内シェアの拡大は単に売上の拡大だけでなく、競合他社に対して参入障壁を上げる最も効果的な方法であると考えております。これを推し進めるために、競合他社での売れ筋商品の調査はもちろんのこと、顧客アンケート等により顧客の求める商品を常に研究し、顧客の求める品揃えを充実してまいります。

② 顧客層の拡大

当社の成長の源は新規顧客の獲得であると考えておりますが、現在当社の主要顧客は、製造業を営む中小事業所であります。しかしながら、工事業者・個人消費者においても当社に対する潜在的な需要があるものと見込んでおり、こうした潜在需要を長期的に獲得していく必要があると考えております。そのための手段として、ファクシミリによるダイレクトメールの送信、チラシ、カタログの送付や電子媒体を使った広告、その他個別キャンペーン等あらゆる手法を使ったプロモーション活動を積極的に展開することにより顧客層の拡大を図ってまいります。

③ データベースの有効利用

当社で従業員に次ぐ重要な資産は、商品、顧客、受注のデータベースであると考えております。更に売上を拡大させるために、顧客の受注履歴や受注パターンの分析及び売れ筋商品の分析等、これらのデータベースを有効に活用したデータベース・マーケティングを推し進めてまいります。

2. コスト削減・利益率改善

① システムを利用した営業の高度な自動化

受注から納品に至るまでのプロセスは、それぞれのステージを担当する個人の業務習熟度により業務効率に差が生じる等、個人の技能に立脚しているケースが多くあります。この考えに基づき、個人の技能レベルの違いにより生じる事務効率格差を解消するため、自社開発の物流システム及び販売管理システム等の利用範囲を拡大させ、可能な限り自動化してまいります。

② 輸入商品の拡大

仕入価格の低い輸入商品の拡大は利益率の改善だけでなく、海外メーカーとの直接取引の拡大によって業界・市場知識も広がるという副次的効果もあり、競合他社との差別化要素となるものと考えております。当社は、引き続き海外メーカーの開拓を推進することで、輸入商品の取扱比率を高め、利益率の改善に努めてまいります。

③ 流通ルートの効率化

現在、卸業者から仕入れている商品に関しましては、売れ筋商品を中心にメーカーとの直接取引を増加させる等流通ルートを効率化することによって仕入コストを削減し、利益率の改善に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社として必ずしも事業上のリスク要因に該当しないと考えている事項についても、投資家の投資判断上、重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社は、これらリスクの発生の可能性を認識して事業活動を行っておりますが、当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書中の他の記載事項も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際と異なる可能性があります。

1. 当社の事業について

① 価格競争激化の可能性について

インターネットを通じた商品の販売は、流通構造の簡素化、販売コストや事務コスト削減などの効果を販売者にもたらします。従って、インターネットを媒介とする売買によって、取引コストの合理化に伴う商品価格の低下を招く可能性があると考えられます。

また、購入者にとっても、価格比較サイトの発展によって、インターネット上で価格情報を収集するコストは低下し、事業者間の価格比較が容易となったことから、複数の事業者がインターネット上で価格情報を公表している場合、価格競争は激化しやすいと考えられます。

現時点では、当社は、約80万種類に及ぶ商品を取り扱っているため、インターネット上の販売において他社と競合する割合は低く、また、当社取扱商品は現時点では他の通信販売事業者との競合も少ないため、価格比較サイトでの比較は現実的ではないと考えております。しかしながら、当社の取扱商品において、他社がインターネット上で販売する商品の割合が増加した場合には、当社取扱商品の一部が価格競争に陥ることにより収益力が低下し、当社の財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 当社ビジネスモデルの阻害要因について

多くの技術発展が当社のビジネスモデルの前提を崩す潜在的な脅威となり得ます。例えば、他社の商品価格や需要と供給のバランスを見ながら、柔軟に商品価格を変化させることが可能なプライシング機能を有するビジネスモデルが新たに登場した場合には、当社にとって脅威となり得ます。仮に競合者が、顧客別に全く異なる価格体系によって、常に顧客のベンチマーク商品のみを当社価格より下回るように設定し、それ以外の商品で利益を最適化するといったビジネスモデルを確立された場合には、当社取扱商品の競争力が相対的に低下します。こうしたビジネスモデルに対し、当社は顧客毎に個別の価格設定を行いませんので、競合価格の設定で常に後手にまわることとなります。

上記のような新たなビジネスモデルの出現及び技術の進展に対して、当社は対応を図っていく方針ですが、当社ビジネスモデルが脅かされる技術発展が起こった場合には、当社の収益力が低下し、当社の財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 競合について

当社が行っている通信販売事業という分野で見ただけの場合には、多数の競合会社が存在しております。また、販売形態は異なるものの、工場用間接資材の販売という分野で見ただけの場合には、更に多数の競合会社が存在します。これら両方を兼ね備えた競合会社は、現在のところ多くは存在しませんが、今後、既存の通信販売事業者が、当社が取り扱う商品に領域を広げたり、また、既存の工場用間接資材販売事業者が販売形態を通信販売にも拡大していった場合、これらの事業者との競争の激化が予想されます。

当社は、早期事業参入による先行者メリットを活かしながら、顧客ニーズに合致した商品の取扱拡大や価格面等において、競合他社との差別化を図ってまいりますが、他に優れたビジネスモデルの競合会社が現れた場合、当社の提供するサービスが陳腐化し、競争力の低下を招く可能性があり、既存事業者や新規参入事業者を含めた競争の激化により、当社の財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 登録会員数の獲得について

当社の売上高は、当社の提供するサイトの登録会員数、登録会員の利用率、登録会員の平均購入額により変動いたします。これまでの当社事業の成長に関しては、登録会員数が順調に増加したことに依拠しており、当社はマーケティング手法別に効果測定を行いつつ、新規顧客の獲得、既存顧客への追加販売、既存顧客の離脱防止を図る施策を継続的に実施しております。しかしながら、社会・経済情勢による顧客ニーズの変化、他の事業者との競合の激化、あるいは当社のマーケティング手法が効果的でない等の要因によって当社の登録会員数の伸びが従来と比べて低いものとなった場合には、当社売上高の増加ペースが鈍ること、あるいは、マーケティング費用が上昇することにより、当社の財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 在庫管理について

当社は平成17年12月期の貸借対照表においてたな卸資産として商品795百万円を計上しており、総資産に対する比率は30.4%となっております。当社は受注予測システムを利用して適正在庫水準の実現を図るとともに、一定期間受注のない商品を定期的に把握し不稼働在庫の圧縮に努めております。また、当社が商品を輸入する場合や自社ブランド商品を採用する場合など比較的多量に仕入れる場合には慎重な検討を経て実施をしています。しかしながら、これらの施策にもかかわらず、当社が在庫として保有する商品について販売状況が想定していたものと大きく異なる結果となった場合には、販売価格の切り下げやたな卸資産の評価減を通じて、当社の財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 物流拠点の集中・依存について

当社の物流拠点は、業務効率の向上を目的として、大阪府東大阪市に所在する「ディストリビューションセンター」1カ所だけであり、商品の納入から出荷にいたるまでの一連の業務機能を当該物流拠点に集中・依存しております。業務機能の集中によるリスクについては慎重に検討し、リスク発生時の対応体制の整備を行っておりますが、万が一対応能力を超えるような大災害が発生した場合は、当社の財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は取扱能力の拡大を目的として、平成19年1月以降に物流拠点を兵庫県尼崎市に移転することを計画しております。物流拠点の移転に関しては慎重に準備をしていく所存ではありますが、万が一移転に伴って当社の物流機能に障害が生じた場合には、当社の財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ システム、インターネットの障害について

当社の注文受付の半数以上は、インターネットによるものであります。

近年のインターネットの急速な普及と相俟って、当社におけるインターネット通信販売比率はますます上昇する傾向にありますが、自然災害、事故及び外部からの不正アクセス等のために、インターネットによるサービスが停止する恐れがあります。また、基幹システム及びネットワークにおいても取引量の増大やその他の要因によりさまざまな障害によるリスクがあるものと考えられます。当社では、万一の事故に備え、バックアップ体制やネットワークセキュリティの強化を行うなど、細心の注意を払っております。しかしながら、基幹システム及びネットワークの障害等を完全に回避することは困難であり、万が一障害等が発生した場合には、当社の財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ インターネットを利用した営業形態への依存について

当社は、自社ホームページ上のカタログに商品を掲載しており、受発注管理においては主にインターネットを利用しております。また、販売促進活動に関しては、インターネットを通じた広告の掲載、電子メールによるダイレクトメールの送付などを顧客への主要なアプローチ手法としております。

上記のとおり、当社は主にインターネットを使用した営業形態をとっているため、インターネットを通じた商取引の信頼性が失われた場合、もしくはインターネットを通じた商取引の利便性が顧客に十分に受け入れられない場合には、当社の財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 外国為替レートの変動について

当社の取扱商品の一部は海外より輸入しており、輸入商品の取扱比率は今後増加する傾向にあり、現在の代金の半分以上はドル建て等外貨で決済されているため、外国為替相場の変動により差損益が生じる可能性があります。また、為替レートが円安に推移すれば商品調達コストを押し上げることとなる等、為替レートの変動が当社の財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 顧客情報保護について

当社は会員登録制をとっている関係上、決済情報を含む多くの顧客情報を保有しております。また、当社の顧客の中には、個人事業主も多く含まれており、顧客情報には個人情報も含まれています。顧客情報の保護については、厳正かつ厳重に管理し、細心の注意を払っておりますが、万が一個人情報の漏洩等個人情報保護法に抵触するような事態を含めて、顧客情報の漏洩等が発生した場合には、当社に対する社会的信用度が低下し、当社の事業活動、財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 法的規制について

当社の行っている事業は通信販売事業であり、「特定商取引に関する法律」の規制を受けております。当社が取扱うカタログ及びホームページ上に掲載された商品情報に関しましては、「不当景品類および不当表示防止法」及び「不正競争防止法」についての規制を受けており、当社の取扱商品の一部に関しましては、品質等に関する問題について「製造物責任法」等により規制を受けております。また、当社顧客に関しまして、これまでは主に事業法人向けの販売でありましたが、平成18年6月より個人消費者向けの販売についても開始しており、当該事業は「消費者契約法」の規制を受けております。上記の法的規制以外に、商品輸入に関連した貿易関連法令及び商標権や意匠権などの知的財産権に係る法令に関しましても、一部規制を受けることとなります。

当社では、社員教育の徹底、コンプライアンス体制の整備、販売管理体制の構築、また、適宜、顧問弁護士のアドバイスを受ける等、法的規制を遵守する管理体制の整備に努めておりますが、クレームトラブル等が生じた場合、これらの法令に違反する行為がなされた場合及び法令の改正や新たな法令の制定が行われた場合には、当社の事業活動、財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 訴訟について

当社はこれまでに、法的訴訟を提起されたことはありませんが、当社の事業に関しましては、常に顧問弁護士と相談しながら事業推進しております。しかしながら、当社の事業分野のすべてにおける法的な現況を完全に把握することは非常に困難であり、当社が把握できないところで法律を侵害している可能性は、完全には否定できません。従いまして、特に当社事業に関係の深い、不正競争防止法や製造物責任法等、またその他の法律や権利に関連して訴訟を提起され、損害賠償または商品の販売差止等の請求を受ける可能性があり、そのような場合には、当社の財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 業績の推移について

当社は平成12年10月に設立され、現在の事業である、主としてインターネットによる工場用間接資材の通信販売事業を平成13年11月から開始しております。サービス開始以降、平成16年12月期までにつきましては、販売費及び一般管理費を回収できるレベルの売上高を計上できず、赤字決算となっておりますが、平成17年12月期より、事業規模の拡大に伴い業績が改善し、利益面において黒字となっております。しかしながら利益を計上した決算期は、平成17年12月期のみであり、次年度以降も同様の成長を継続できる保証はありません。

最近5年間の業績の推移は、下表のとおりであります。

(業績推移)

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成13年12月	平成14年12月	平成15年12月	平成16年12月	平成17年12月
売上高 (千円)	28,107	872,364	2,426,258	4,608,791	6,785,330
売上総利益 (千円)	2,888	122,960	389,598	916,298	1,693,079
販売費及び一般管理費 (千円)	185,737	937,498	1,303,623	1,241,620	1,493,701
営業利益又は営業損失 (△) (千円)	△182,848	△814,538	△914,024	△325,322	199,377
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△186,302	△818,800	△912,561	△320,745	200,469
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△196,814	△880,458	△917,684	△323,985	219,876
当期末処理損失(千円)	236,610	1,117,068	2,034,753	2,358,739	2,138,862

(注) 1. 平成18年10月13日において、資本の欠損補填を目的として、資本金531百万円の減少及び資本準備金1,607百万円の減少を行っております。

2. 平成17年12月期に税引前当期純利益を計上しておりますが、過去に計上した純損失による税務上の繰越欠損金があるため、住民税均等割を除き法人税等の負担がありません。従いまして、税務上の繰越欠損金がなくなった場合には法人税等の負担が発生し、当社の税引後当期純利益が減少する可能性があります。

3. 第2期、第3期及び第4期の数値については、あずさ監査法人の監査を受けておりません。

4. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 特定人物への依存について

当社の事業推進の中心となっているのは、取締役代表執行役社長である瀬戸欣哉であります。当社の経営方針及び経営戦略全般の決定における同氏の役割は大きく、当社は同氏に対する依存度は高いと認識しております。

現在当社は、事業規模の拡大に伴い、経営組織内の人員拡充を推進し、事業規模の拡大に応じて諸分野の専門家や経験者を入社させる等、経営組織の強化、向上に努めております。また、日常の業務執行面におきましては、執行役及び部長等で構成される「幹部会」を設置し、日常業務における審議機能をもたせることで同氏個人の能力に過度に依存しない体制を構築しているところであります。

今後についても、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めるべく、優秀な人材を確保し、役職員の質的向上に注力していく方針であります。

しかし、当社の計画どおりに体制構築が達成される前に、同氏が何らかの理由で当社の経営に携わることが困難になった場合、当社の事業戦略、財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4. 配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績がなく、当面は今後の経営基盤の一層の強化と積極的な事業展開による企業成長を図っていくために、内部留保の充実を基本方針として株主価値の最大化を実現していく所存であります。内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、サービス体制を強化し、更に競争力を高める事を目的とした施策に有効投資する方針であります。

しかしながら、株主に対する利益還元につきましては、経営の重要課題のひとつとして位置付けており、今後の配当政策に関しては、各期の経営成績を考慮しながら検討していきたいと考えております。

5. 新株予約権の付与(ストックオプション)制度について

当社は、ストックオプション制度を採用しております。平成17年10月14日に開催された臨時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行いました。また、平成18年9月8日に開催された臨時株主総会において、会社法第236条及び第238条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行いました。こうした制度は、当社の役員や従業員に対して、業績向上に対する意欲の向上及び経営参画意識の高揚等に有効な制度と認識しております。

本書提出日現在、新株予約権に関する潜在株式数は1,800株であります。この新株予約権の行使が行われた場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在の発行済株式数45,501株に対する新株予約権に関する潜在株式数の割合は3.96%となっております。今後も優秀な人材確保のため、同様のインセンティブプランを継続して実施していくことを検討しておりますので、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は更に希薄化する可能性があります。

また、ストックオプションの費用計上により、当社の財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

6. 大株主との関係

当社は住友商事株式会社及びGrainger International, Inc.の2社の出資を受けて設立されております。本書提出日現在、当社発行済株式のうち、住友商事株式会社が43.47%、Grainger International, Inc.が38.77%の当社株式を所有しております。なお、当社普通株式の上場に係る公募・売出しの完了直後の時点で、住友商事株式会社が32.62%、Grainger International, Inc.が38.34%の当社株式を所有します。

(1)住友商事グループとの関係

住友商事グループ(住友商事株及びその関係会社)に関しましては、同グループの一部の会社で、当社が扱っている商品の一部を販売している企業はありますが、当社は、現在において同グループと競合関係にはないと考えております。しかしながら、当社の予測に反して、今後、同グループの方針が変更される等によって、当社の事業領域と同一の事業を拡大した場合には、当社と競合関係になる可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

① 人的関係

住友商事株式会社より社外取締役1名を招聘しております。招聘の理由は、国内外での商取引に知見が深く、当社経営に有益な意見を提示することが期待できたためであります。

氏名	当社の役職	住友商事株式会社における役職
亀岡孝之	取締役	理事 金属総括部長

② 取引関係

平成17年12月期における住友商事グループとの主な営業取引及び営業外取引(当社売上及び当社仕入以外の取引)は以下のとおりであります。なお、取引金額1百万円を下回る営業外取引については記載を省略しております。また、現在、住友商事株式会社からの出向者は在籍しておりません。

	相手先	取引内容	取引金額
営業取引	住友商事株式会社及び住友商事株式会社の子会社12社((注)2.)及び関連会社2社((注)3.)	当社売上	9,831千円
	韓国住友商事株式会社及び住商メタレックス株式会社(注)4.	当社仕入	2,246千円
営業外取引	住友商事株式会社	出向者給与の支払	29,312千円
	住商情報システム株式会社	システム保守料等の支払	2,710千円
	住商ブルーウェル株式会社	保険料の支払	8,062千円

(注)1. 取引金額には消費税は含まれておりません。

(注)2. 住商パイプアンドスチール株式会社、株式会社住商ハガネ、住商鋼管販売株式会社、住商フレッシュミット株式会社、住商アーバン開発株式会社、住商アイナックス株式会社、住商ファーマインターナショナル株式会社、住商フルーツ株式会社、住商鋼板加工株式会社、住商第一石油ガス株式会社、住商特殊鋼株式会社、住商レンタルサポート株式会社

(注)3. 三井住商建材株式会社、住商オットー株式会社

(注)4. 相見積を取るなど、他の仕入先と同等の取扱いを行っております。

(2)Graingerグループとの関係

本書提出日現在、当社普通株式の38.77%を保有している投資会社Grainger International, Inc.は、ニューヨーク証券取引所及びシカゴ証券取引所に上場しているW.W. Grainger, Inc.に100%所有されております。当社普通株式の議決権行使等に関する実質的な判断については、W.W. Grainger, Inc.が行っております。

W.W. Grainger, Inc.はGraingerグループ(W.W. Grainger, Inc.及びその関係会社)の中核会社であり、米国において事業所向け間接資材、消耗品等の販売を事業としており、平成17年12月31日現在の資本金は54,834千米ドルであります。W.W. Grainger, Inc.は主として北米において事業を展開しておりますが、その商品を海外の一部の米国系企業等へ販売するため輸出も行っております。W.W. Grainger, Inc.が米国から日本に向けて商品を輸出する場合がありますが、現時点において、当社が同グループと競合関係にはないと考えております。しかしながら、当社の予測に反して、Graingerグループにおいて、W.W. Grainger, Inc.の経営方針が変更される等によって、将来において日本にその事業を展開した場合には、当社と競合関係になる可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

① 人的関係

Graingerグループより社外取締役1名を招聘しております。招聘の理由は、事業所向け間接資材、消耗品等の販売に関する事業に知見が深く、当社経営に有益な意見を提示することが期待できたためであります。

氏名	当社の役職	Graingerグループにおける役職
William J. Noonan (ウィリアム・ジェイ・ヌーナン)	取締役	W.W. Grainger, Inc. アジアパシフィック・ディベロップメント 担当バイスプレジデント Grainger International, Inc. インターナショナル・ビジネス・ディベ ロップメント担当バイスプレジデント

② 取引関係

当社は過去に米国のW.W. Grainger, Inc.より、非常に少額の商品を、独立した第三者間の取引として輸入したことがあります。しかしながら、平成17年12月期にGraingerグループとの取引はありません。

7. 調達資金の使途について

今回計画しております公募増資による調達資金の使途といたしましては、物流センターの設備投資に充当する予定であります。しかしながら、現在当社が想定していない急激な外部環境の変化等が発生した場合、調達資金を計画通りに使用することが困難となる可能性があります。また、調達資金が計画通りに使用された場合においても、想定どおりの成果が得られない可能性があります。その場合には、当社の財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当事業年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

該当事項はありません。

翌事業年度の間国会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

該当事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当社の財政状態及び経営成績の分析を以下のとおり記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社の財務諸表の作成にあたっては、事業年度末における資産、負債の報告数値及び収益、費用の報告数値に影響を与える見積り、判断及び仮定を必要としております。当社は財務諸表作成の基礎となる見積り、判断及び仮定を過去の経験や状況に応じて、合理的と判断される入手可能な情報により継続的に検証し、意志決定を行っております。しかしながら、これらの見積り、判断及び仮定は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。この差異は、財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

本書提出日現在において、見積り、判断及び仮定により当社の財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えている項目は、次のとおりであります。

貸倒引当金

当社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりますが、顧客の支払能力の悪化により追加の引当金が必要になる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

① 資産

当期末の資産合計は、前期比739百万円(39.4%)増加して、2,618百万円となりました。流動資産は前期末比694百万円(41.4%)増加して、2,374百万円、固定資産は前期末比44百万円(22.4%)増加の244百万円となりました。

流動資産増加の主な要因は、売上高の増加により売掛金が216百万円(33.2%)増加したことと、業容拡大に伴い物流センターを拡張したことも相俟って、たな卸資産(商品・未着品)が215百万円(35.9%)増加したことによるものであります。

固定資産のうち有形固定資産は、新規取得による増加を減価償却費の金額が上回ったことが大きく、前期末比3百万円(9.7%)減少しておりますが、新規システム開発によるソフトウェアの増加等により、無形固定資産が前期末比59百万円(69.2%)の増加となりました。

② 負債

当期末の負債合計は、前期末比519百万円(40.4%)増加の1,804百万円となりました。固定負債がありませんので、これはすべて流動負債であります。

流動負債増加の主な要因は、運転資金として新規に借り入れた短期借入金の100百万円のほか、売上高の増加に比例して仕入高が増加したことにより買掛金が前期末比268百万円(23.8%)増加したこととあります。このほか、販売費及び一般管理費が増加したことにより未払金が前期末比118百万円(91.2%)増加となりました。

③ 資本

当期末の資本合計は、前期末比219百万円(37.0%)増加の813百万円となりました。これはすべて当期純利益の計上による当期末処理損失の減少によるものであります。

翌事業年度の間機会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

① 資産

当中間会計期間末の資産合計は、前期末比1,279百万円(48.8%)増加して、3,898百万円となりました。流動資産は、前期末比1,249百万円(52.6%)増加して3,624百万円、固定資産は、前期末比29百万円(12.1%)増加の273百万円となりました。

流動資産増加の主な要因は、平成18年1月に実施した第三者割当増資等により現金及び預金が930百万円(252.8%)増加したこと及び業容拡大に伴うたな卸資産(商品・未着品)が190百万円(23.3%)増加した

ことによるものであります。

固定資産のうち有形固定資産は、新規取得による増加よりも減価償却費の金額の方が大きく、前期末比2百万円(6.4%)減少しておりますが、新規システム開発によるソフトウェアの増加等により、無形固定資産が前期末比34百万円(23.5%)の増加となりました。

② 負債

当中間会計期間末の負債合計は、前期末比125百万円(7.0%)減少して、1,679百万円となりました。固定負債はありませんので、これはすべて流動負債であります。

流動負債が減少した主な要因は、短期借入金100百万円を全額返済したことによるものであります。

③ 純資産

当中間会計期間末の純資産合計は、前期末比(前期末は資本合計)1,405百万円(172.7%)増加して、2,219百万円となりました。これは、平成18年1月10日に第三者割当増資を行ったことにより、資本金589百万円(38.3%)及び資本準備金589百万円(41.5%)がそれぞれ増加したことが主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

当事業年度(自平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)

① 売上高

当事業年度の売上高は6,785百万円(前年同期比47.2%増)と、前事業年度に比べ2,176百万円の増加となりました。新規カタログの発行やダイレクトメールによるチラシの発行等によるプロモーション活動が功を奏し、前事業年度末82,419件から当事業年度末121,529件まで登録会員数を伸ばすことができ、ほとんど全ての商品の売上が好調に推移し、売上高を大きく伸ばす結果となりました。

② 売上総利益

当事業年度の売上総利益は1,693百万円で、前事業年度に比べ776百万円(84.8%)の増加となりました。売上高の増加と、利益率の高いプライベートブランド商品の取扱拡大に伴う原価率の低減により、売上高総利益率が前事業年度と比較して5.1%改善し、25.0%となりました。

③ 販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、売上高の増加等規模の拡大に伴い、前事業年度に比べ252百万円(20.3%)の増加となりました。しかしながら、売上高に対する販売費及び一般管理費の比率は、5.0%低下して22.0%となっております。

この結果、営業利益は199百万円となり、前事業年度の営業損失325百万円と比べ、改善いたしました。

④ 経常利益

当事業年度の経常利益は、営業外損益額の影響が軽微であったため、売上高の増加や利益率の向上等により200百万円を計上、前事業年度の経常損失320百万円から改善いたしました。

⑤ 法人税等(法人税等調整額を含む)、当期純利益

法人税等は、課税所得がないため、前事業年度、当事業年度とも住民税均等割だけとなっております。法人税等調整額は、繰越欠損金を除いた部分に対して繰延税金資産を計上したことにより、△22百万円となりました。

この結果、当期純利益は、219百万円となり、前事業年度の当期純損失323百万円と比べ、改善いたしました。

翌事業年度の中間会計期間(自平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

① 売上高

当中間会計期間の売上高は、4,299百万円となりました。定期的な新規カタログの発行に加え、ファクシミリや郵送によるダイレクトメールの送付、インターネット広告等積極的なプロモーション活動が功を奏し、売上高を伸ばす結果となりました。

② 売上総利益

当中間会計期間の売上総利益は、1,114百万円となりました。外国為替の円安基調による輸入商品の利益率の低下はあったものの、仕入先への支払期日短縮等による国内商品の売上原価低減により、売上総利益率は25.9%となりました。

③ 販売費及び一般管理費、営業利益

当中間会計期間の販売費及び一般管理費は、886百万円となり、売上規模の拡大等により売上高に対する比率は20.6%となりました。

この結果、営業利益は227百万円となり、売上高に対する比率は5.3%となりました。

④ 経常利益

当中間会計期間の経常利益は、営業外損益の影響が軽微であったため、営業利益とほぼ同額の228百万円となりました。

⑤ 法人税等（法人税等調整額を含む）、中間純利益

当中間会計期間の法人税等は、課税所得がないため、住民税均等割だけとなっております。この結果、中間純利益は、特別損益も計上しなかったため、経常利益とほぼ同額の227百万円となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フローの状況

当事業年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

当事業年末における現金及び現金同等物は、売上債権の増加、たな卸資産の増加による減収要因はあったものの、税引前当期純利益が200百万円（前期は320百万円の税引前当期純損失）と設立以来初めて利益を計上したこと等により、368百万円（前年同月比109.6%増）となりました。詳細につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載しております。

翌事業年度の中間会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物は、売上債権の増加やたな卸資産の増加等により営業活動によるキャッシュ・フローの減少はあったものの、増資による収入が大きな要因となり、前事業年度末と比べ930百万円増加し、1,298百万円となりました。詳細につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載しております。

② 資金需要

取引高が急速に増加している現状を鑑みれば、今後、当社の自己資本の拡充が必要になり、取扱量の増大に伴う物流センター設備への投資やコンピューターシステムの増強投資も継続的に行う必要があるため、今後資金需要が高まる可能性があります。手許資金でこれらの資金需要が満たされない場合は、銀行借入等による資金調達が必要となりますので、十分な準備を行ってまいります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社といたしましては、上述の現状を踏まえ、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき、最善の経営方針を立案するよう努めております。

当社が取扱う工場用間接資材については、市場規模等を勘案しても、今後のシェア拡大の機会が十分に見込めると判断しており、インターネットを用いた販売手法につきましても、今後更に普及が高まるものと見込んでおります。

これらの状況を踏まえて、現状において取扱対象としていない金型関連商品、電子材料及び素材などの商品分野への進出、並びに個人消費者向けウェブサイトの拡充による新たな顧客層の開拓等によって、商品販売高を伸ばさせていく方針であります。また、安価な国外商品の輸入比率の増加等によって、利益率の向上も図る所存であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度（自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日）

お客様へのサービス向上と社内管理体制の強化を目的としたシステムの導入や新規開発等、ソフトウェアを中心に99百万円の設備投資を行いました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

翌事業年度の間省会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

お客様へのサービス向上と社内管理体制の強化を目的としたシステムの導入や新規開発等、ソフトウェアを中心に59百万円の設備投資を行いました。

なお、当省会計期間において重要な設備の除却、売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成18年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
		建物 (千円)	車輛 運搬具 (千円)	電話 加入権 (千円)	工具、 器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア 及びソフト ウェア仮勘定 (千円)	合計 (千円)	
本社 (大阪市中央区)	本社事務所設 備	7,911	-	35	15,062	172,716	195,725	51 (42)
ディストリビュー ションセンター (大阪府東大阪市)	物流センター 設備	1,444	203	-	9,996	8,120	19,764	7 (31)

- (注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 3. 上記の他、主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借及びリース料 (千円)
本社 (大阪市中央区)	事務所(賃借)	20,682
ディストリビューションセンター (大阪府東大阪市)	物流センター建物(賃借)	169,838
ディストリビューションセンター (大阪府東大阪市)	車輛運搬具(リース)	1,210

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資は、インターネット取引の拡大に伴う顧客数や注文件数の増加、急激な技術革新等を総合的に勘案して、物流センター設備とソフトウェア開発が主な投資活動であります。

なお、平成18年9月30日現在における重要な設備の新設、改修計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社	大阪市中央区	ソフトウェア	111,170	92,660	自己資金	平成18.1	平成18.12	顧客サービス対応能力拡大
新ディストリビューションセンター	兵庫県尼崎市	物流センター設備・保証金	306,625	—	自己資金及び増資資金	平成18.12	平成18.12	物流能力拡大
合 計			417,795	92,660	—	—	—	—

(2) 重要な設備の除却等

重要な除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	52,800
計	52,800

(注) 平成18年7月19日開催の取締役会決議により、株式分割に伴う定款変更が行われ、会社が発行する株式の総数は35,200株増加し、52,800株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	45,501	非上場
計	45,501	—

(注) 1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 平成18年8月21日付をもって1株を3株に分割し、発行済株式総数が30,334株増加しております。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①平成17年10月14日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年10月31日)
新株予約権の数(個)	—	412 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	1,236
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1株当たり 116,667 (注) 2
新株予約権の行使期間	—	自 平成19年11月1日 至 平成27年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1株当たり 116,667 資本組入額 1株当たり 58,334
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 2. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 3. その他の条件については当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。
2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{または処分株式数} \times \text{または処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 平成18年8月21日付で1株を3株に株式分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整が行われております。

会社法第236条及び第238条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

②平成18年9月8日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成17年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年10月31日)
新株予約権の数(個)	—	564 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	564
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1株当たり 340,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	—	自 平成20年10月1日 至 平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1株当たり 340,000 資本組入額 1株当たり 170,000
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。 2. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 3. その他の条件については当社と対象執行役員及び従業員との間で締結した「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—

- (注) 1. 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。
2. 新株予約権発行後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成13年8月7日(注)1	2,000	4,400	250,000	370,000	250,000	250,000
平成13年12月12日(注)2	600	5,000	75,000	445,000	75,000	325,000
平成14年2月1日(注)3	3,943	8,943	591,450	1,036,450	591,450	916,450
平成15年3月21日(注)4	2,857	11,800	499,975	1,536,425	499,975	1,416,425
平成18年1月10日(注)5	3,367	15,167	589,225	2,125,650	589,225	2,005,650
平成18年8月21日(注)6	30,334	45,501	-	2,125,650	-	2,005,650
平成18年10月13日(注)7	-	45,501	△531,700	1,593,949	△1,607,162	398,487

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 250,000円

資本組入額 125,000円

主な割当先 住友商事株式会社、三井物産株式会社、ウィットジャパン・キャピタル投資事業有限責任組合(現 ワークス投資事業有限責任組合)

2. 有償第三者割当

発行価格 250,000円

資本組入額 125,000円

主な割当先 Grainger International, Inc.

3. 有償第三者割当

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

主な割当先 住友商事株式会社、Grainger International, Inc.、ウィットジャパン・キャピタル投資事業有限責任組合(現 ワークス投資事業有限責任組合)、UFJキャピタル株式会社(現 三菱UFJキャピタル株式会社)、SMBCキャピタル2号投資事業有限責任組合、SMBCキャピタル株式会社(現 エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社)、新規事業投資株式会社、株式会社吉田産業、三和精密工業株式会社(現 株式会社三和精密)、西野産業株式会社

4. 有償第三者割当

発行価格 350,000円

資本組入額 175,000円

主な割当先 住友商事株式会社、Grainger International, Inc.、ウィットジャパン・キャピタル投資事業有限責任組合(現 ワークス投資事業有限責任組合)、UFJキャピタル株式会社(現 三菱UFJキャピタル株式会社)、SMBCキャピタル2号投資事業有限責任組合、SMBCキャピタル株式会社(現 エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社)、三和精密工業株式会社(現 株式会社三和精密)、西野産業株式会社

5. 有償第三者割当

発行価格 350,000円

資本組入額 175,000円

主な割当先 住友商事株式会社、Grainger International, Inc.、ウィットジャパン・キャピタル投資事業有限責任組合(現 ワークス投資事業有限責任組合)、MonotaRO従業員持株会、瀬戸欣哉

6. 株式分割(1:3)によるものであります。

7. 平成18年9月8日開催の臨時株主総会決議により、欠損填補のために資本金及び資本準備金の減少を行ったものです。なお、平成18年10月13日は効力発生日であります。

(4) 【所有者別状況】

平成18年9月30日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	6	1	—	5	12	—
所有株式数(単元)	—	—	—	21,924	17,640	—	5,937	45,501	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	48.18	38.77	—	13.05	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式45,501	45,501	権利内容に何ら限定のない会社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	45,501	—	—
総株主の議決権	—	45,501	—

② 【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(6) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。旧商法第280条ノ20, 第280条ノ21及び会社法第236条, 第238条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

(平成17年10月14日臨時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年10月14日臨時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び同日現在在籍する従業員に対し新株予約権を付与することを、平成17年10月14日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年10月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 従業員 46
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上

(注) 新株予約権発行後、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

(平成18年9月8日臨時株主総会決議)

会社法第236条及び第238条の規定に基づき、平成18年9月8日臨時株主総会終結の時に在任する当社執行役員及び同日現在在籍する従業員に対し新株予約権を付与することを、平成18年9月8日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年9月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	執行役 1 従業員 54
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上

(注) 新株予約権発行後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績がありませんが、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、株主への長期的な利益還元を実現するため、内部留保資金を充実し、環境の変化を先取りした積極的な事業展開を行う必要があると考えております。

また、今後の配当政策の基本方針としては株主への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じた柔軟な対応を行っていく所存です。なお、内部留保資金の使途につきましては、システム投資と物流センターの充実等に充当していく予定です。

4【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役	代表執行 役社長	瀬戸 欣哉	昭和35年6月25日生	昭和58年4月 住友商事株式会社入社 平成2年7月 米国住友商事会社 特殊鋼製品マネージャー 平成4年7月 Precision Bar Service, INC. 取締役副社長 平成9年5月 Iron Dynamics Process International LLC 代表取締役社長 平成11年9月 住友商事株式会社 鉄鋼第一事業企画部 eコマースチーム長・マネージャー 平成12年10月 当社 取締役就任 平成13年6月 当社 代表取締役社長就任 平成18年3月 当社 取締役代表執行役社長就任(現任)	300
取締役	—	亀岡 孝之	昭和22年6月7日生	昭和45年5月 住友商事株式会社入社 昭和51年1月 米国住友商事会社 昭和58年7月 住友商事株式会社 非鉄金属本部非鉄製品新素材部長付 平成8年5月 同社 非鉄金属本部非鉄金属部長 平成13年4月 同社 理事 非鉄金属製品本部長 平成15年11月 当社 取締役就任(現任) 平成17年11月 住友商事株式会社 理事 金属総括部長(現任)	—
取締役	—	宮島 正敬	昭和28年1月13日生	昭和52年4月 日産自動車株式会社入社 平成元年1月 Nissan European Technology Center Ltd. マネージャー 平成8年7月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社 事業開発部長 平成10年5月 GEエジソン生命株式会社 執行役員 平成12年11月 ウィットジャパン・インベストメント株 式会社(現 ワークス・キャピタル株式会 社)代表取締役社長就任 平成13年7月 当社 取締役就任(現任) 平成16年11月 ジョンソンコントロールズオートモー ティブシステムズ株式会社 代表取締役 (現任)	—
取締役	—	山形 康郎	昭和46年6月27日生	平成12年4月 弁護士登録 関西法律特許事務所入所 平成15年3月 当社 監査役就任 平成17年4月 弁護士法人関西法律特許事務所社員弁護 士就任(現任) 平成17年9月 当社 取締役就任(現任)	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役	—	喜多村 晴雄	昭和33年8月21日生	昭和58年9月 朝日会計社(現 あずさ監査法人)入所 昭和62年3月 公認会計士 登録 平成6年5月 朝日監査法人(現 あずさ監査法人)社員 就任 平成8年12月 朝日アーサーアンダーセン株式会社設立 取締役就任 平成9年9月 アーサーアンダーセン会計事務所パート ナー 就任 平成14年8月 喜多村公認会計士事務所開設(現任) 平成15年2月 チャールズウェインコンサルティング株 式会社設立 代表取締役就任(現任) 平成16年6月 ローム株式会社監査役(非常勤)就任 (現任) 平成17年12月 当社 取締役就任(現任)	—
取締役	—	William J. Noonan (ウィリアム・ ジェイ・ヌーナ ン)	昭和21年7月13日生	昭和43年10月 CUMMINS ENGINE COMPANY, INC. 入社 昭和53年1月 同社 クレジット & キャッシュマネジメ ント担当ディレクター 昭和59年10月 同社 ラテンアメリカ地区担当ディレク ター 平成7年3月 同社 ノンオートモーティブマーケット 担当ディレクター 平成11年3月 W. W. Grainger, Inc. ストラテジー & ビジネスプランニング 担当ディレクター 平成11年3月 Grainger International, Inc. ストラテジー & ビジネスプランニング 担当ディレクター 平成14年3月 同社 インターナショナルビジネスディ ベロップメント & ファイナンス担当バ イスプレジデント 平成14年10月 当社 取締役就任(現任) 平成16年12月 W. W. Grainger, Inc. アジアパシフィック・ディベロップメン ト担当バイスプレジデント(現任) 平成16年12月 Grainger International, Inc. インターナショナル・ビジネス・ディベ ロップメント担当バイスプレジデント (現任)	—
計					300

- (注) 1. 平成18年3月29日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって、旧「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく委員会等設置会社に移行しております。
2. 亀岡 孝之、宮島 正敏、山形 康郎、喜多村 晴雄、William J. Noonan(ウィリアム・ジェイ・ヌーナン)は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社の委員会体制については次のとおりであります。

指名委員会 委員長 亀岡 孝之

委員 宮島 正敏、William J. Noonan(ウィリアム・ジェイ・ヌーナン)

報酬委員会 委員長 William J. Noonan(ウィリアム・ジェイ・ヌーナン)

委員 亀岡 孝之、宮島 正敏

監査委員会 委員長 山形 康郎

委員 宮島 正敬、喜多村 晴雄

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表執行役	社長	瀬戸 欣哉	昭和35年6月25日生	「(1)取締役の状況」に記載しております。	300
執行役	管理部長	田中 秀和	昭和27年4月4日生	昭和46年4月 丸善石油株式会社(現 コスモ石油株式会社)入社 平成元年4月 株式会社東洋情報システム(現 ティアイエス株式会社) 経理部主計課長 平成6年4月 同社 経理部次長 平成10年4月 ティアイエスソリューションビジネス株式会社 総務部長 平成14年11月 当社 管理部長 平成18年3月 当社 執行役管理部長(現任)	36
計					336

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業統治(コーポレート・ガバナンス)を、様々な利害関係者との関係における企業経営の基本的な枠組みのあり方であると理解しています。当社の利害関係者には、株主、顧客、従業員、取引先などがありますが、中でも株主の利益の極大化を図ることが当社の最も重要な責務であると考えております。当社のコーポレート・ガバナンスとは、こうした株主を中心とする利害関係者の利益の極大化を図るために会社としての意思決定及び業務の執行に関して、妥当性、適法性、ディスクロージャー内容の適正性についての仕組みを確立するための組織体制であると考えております。

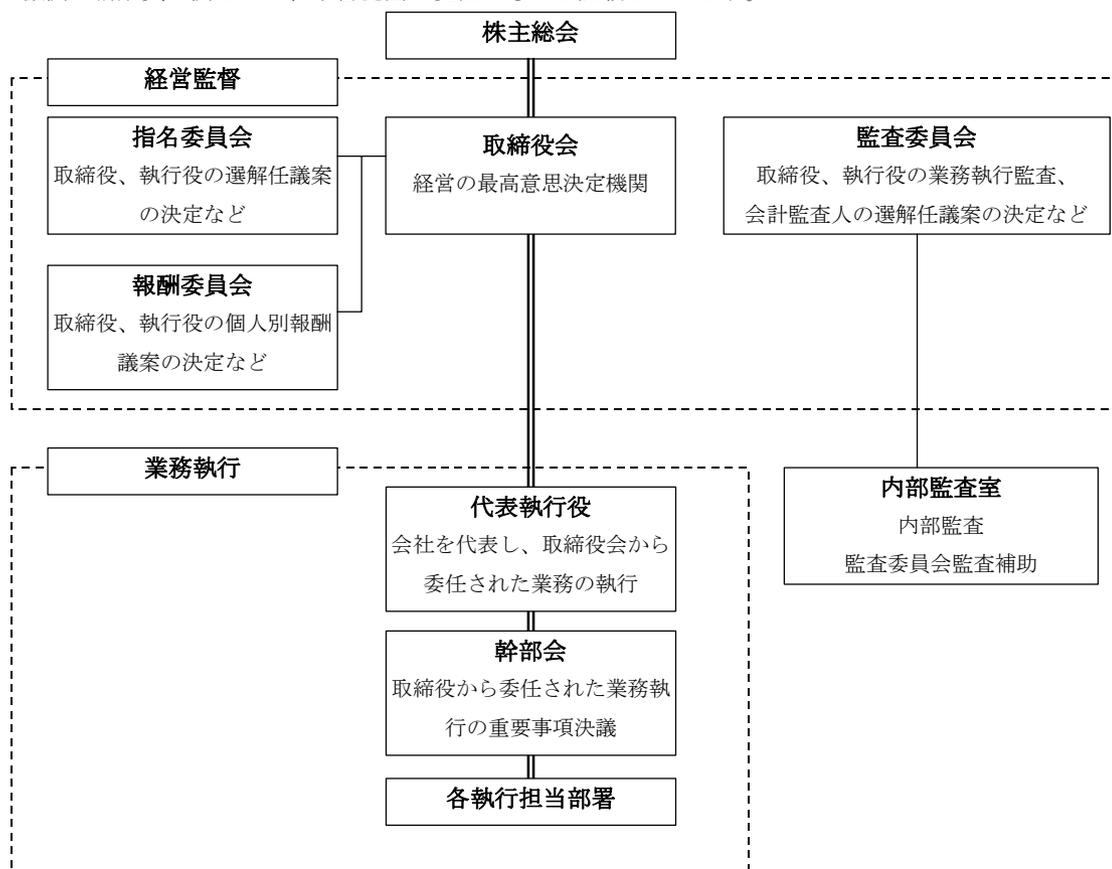
かかる認識のもと、当社は「経営監督と業務執行の分離」がコーポレート・ガバナンスの効果的な実施に重要であると考え、平成17年9月から、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(以下「旧商法特例法」といいます。)上の委員会等設置会社に準じた、「指名委員会」、「報酬委員会」、「合同監査委員会」の3委員会を設置し、コーポレート・ガバナンスの運営を試行してまいりました。当社はかかるコーポレート・ガバナンス体制による運営を約半年にわたり試行した結果、コーポレート・ガバナンス体制の効率性及び実効性を確認できましたので、平成18年3月29日の定時株主総会の決議に基づき、同総会終結後から委員会等設置会社に移行しました。委員会等設置会社移行に伴い、「指名委員会」、「報酬委員会」、「監査委員会」の3委員会を設置いたしました。

本書提出日現在の取締役会は、取締役6名で構成され、うち5名は社外取締役であります。また、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会は全員社外取締役で構成され、指名委員会は、取締役及び執行役の選任及び解任議案を、報酬委員会は取締役及び執行役の個別報酬額議案を決定し、また監査委員会は、取締役及び執行役の業務執行並びに取締役会における意思決定の監査を中心に行っております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

① 意思決定、業務執行及び監督に係る経営管理体制及び内部統制システムの状況

上記のとおり、当社は平成18年3月29日の開催の定時株主総会終結時から、旧商法特例法上の委員会等設置会社に移行いたしました。なお、移行後のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりであり、各機関の構成員に関しては、本書提出日現在のものを記載しています。



a. 経営監督機能

(a) 取締役会

当社は委員会設置会社であります。取締役会は経営の最高意思決定機関として、1ヶ月に1回以上開催され、当社では会社法第416条に規定する専権事項を中心とした重要事項について決定します。取締役会の構成は、6名の取締役によって構成されており、うち5名は社外取締役であります。社外取締役には弁護士1名及び公認会計士1名を含んでおります。当社では取締役会に次の委員会を設置しております。

(ア) 指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任並びに取締役会に提出する執行役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、社外取締役3名により構成されております。

(イ) 監査委員会

取締役及び執行役の業務執行に関する妥当性、適法性、適正性についての監査、並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、原則毎月1回開催されます。弁護士1名及び公認会計士1名を含む社外取締役3名により構成されております。

(ウ) 報酬委員会

取締役及び執行役の個人別の報酬に関する議案の内容を決定する機関であり、社外取締役3名により構成されております。

(b) 内部監査室

会社法施行規則第112条第1項に規定する「監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項」として、代表執行役(1名)、執行役(1名)から完全に独立し、当社の内部監査を実行する組織で、総勢2名体制で全部門を対象に会計監査と業務監査を計画的に実施しております。また、内部監査室は内部監査体制や監査範囲などに関し、監査委員会及び会計監査人と緊密に連携して活動しております。

b. 業務執行機能

(a) 代表執行役、執行役

当社は、執行役の中から代表執行役1名を選任しています。代表執行役は、業務執行最高責任者として当社を代表し、取締役会の決議に基づき委任を受けた業務を執行します。また代表執行役は、取締役会に対し、業務執行状況及び月次決算の状況について毎月1回報告及び説明する義務を負っています。執行役は代表執行役を補佐し、業務執行の推進責任及び監督責任を負っております。

(b) 幹部会

代表執行役、部長及び部長級社員により構成され、取締役会の決議により委任を受けた業務執行の重要事項を多数決により決議いたします。

② 社外取締役と当社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役亀岡孝之は当社のその他の関係会社である住友商事株式会社の従業員を兼務しております。

社外取締役 William J. Noonan (ウィリアム・ジェイ・ヌーナン)は、当社のその他の関係会社であるW. W. Grainger, Inc. のアジアパシフィックディベロップメント担当バイスプレジデント及びGrainger International, Inc. のアジアパシフィックディベロップメント担当バイスプレジデントを兼務しております。

当社は、社外取締役宮島正敬が代表取締役を務めるジョンソンコントロールズオートモーティブシステムズ株式会社と営業取引関係があります。

当社は、社外取締役山形康郎が社員弁護士である弁護士法人関西法律特許事務所と法律顧問契約を締結しております。

また、当社の社外取締役は次のとおりであり、各社外取締役と特別の利害関係はありません。

社外取締役： 亀岡 孝之、宮島 正敬、山形 康郎、喜多村 晴雄、

William J. Noonan(ウィリアム・ジェイ・ヌーナン)

(3) リスク管理体制の整備の状況

コーポレート・ガバナンスの基盤となるコンプライアンス(法令遵守)につきましては、コンプライアンスマニュアルを制定、また、リスク管理につきましては、リスク管理規程を制定し、経営トップから各従

業員に至るまで、周知徹底を図っております。

(4) 会計監査の状況

当社の会計監査業務は、あずさ監査法人に所属する公認会計士佐伯剛及び高野文雄が執行いたしました。
また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士補3名であります。

(5) 役員報酬の内容

平成17年12月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員報酬	
社内取締役を支払った報酬	23,552千円
社外取締役を支払った報酬	600千円
監査役を支払った報酬	3,890千円
計	28,042千円

(6) 監査報酬の内容

平成17年12月期における当社の監査法人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

監査報酬	
公認会計士法第2条1項に規定する業務に基づく報酬	1,500千円
上記以外の報酬	-

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成16年1月1日から平成16年12月31日まで）及び当事業年度（平成17年1月1日から平成17年12月31日まで）の財務諸表並びに翌事業年度の中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人により監査及び中間監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表は作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成16年12月31日)		当事業年度 (平成17年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		175,639		368,211	
2. 受取手形		10,731		—	
3. 売掛金		651,665		867,950	
4. 商品		583,829		795,112	
5. 未着品		16,570		20,775	
6. 前渡金		7,004		97	
7. 前払費用		10,940		10,471	
8. 未収入金		247,247		319,981	
9. 繰延税金資産		—		22,647	
10. その他		—		105	
貸倒引当金		△23,920		△30,661	
流動資産合計		1,679,709	89.4	2,374,689	90.7
II 固定資産					
(1) 有形固定資産	※1				
1. 建物		8,706		10,134	
2. 車両運搬具		519		265	
3. 工具、器具及び備品		31,727		26,573	
有形固定資産合計		40,954	2.2	36,973	1.4
(2) 無形固定資産					
1. ソフトウェア		86,519		116,681	
2. 電話加入権		35		35	
3. ソフトウェア仮勘定		—		29,725	
無形固定資産合計		86,554	4.6	146,442	5.6

区分	注記 番号	前事業年度 (平成16年12月31日)		当事業年度 (平成17年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(3) 投資その他の資産					
1. 破産・更生債権等		8,608		9,961	
2. 長期前払費用		5,538		4,798	
3. 差入保証金		66,609		56,081	
貸倒引当金		△8,608		△9,961	
投資その他の資産合計		72,147	3.8	60,880	2.3
固定資産合計		199,656	10.6	244,296	9.3
資産合計		1,879,366	100.0	2,618,986	100.0
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 支払手形	※3	2,066		4,423	
2. 買掛金		1,127,485		1,396,095	
3. 短期借入金		—		100,000	
4. 未払金		129,491		247,596	
5. 未払法人税等		3,240		13,364	
6. 未払消費税等		—		22,485	
7. 前受金		—		629	
8. 預り金		17,496		8,874	
9. 賞与引当金		5,475		11,529	
流動負債合計		1,285,255	68.4	1,804,998	68.9
負債合計		1,285,255	68.4	1,804,998	68.9
(資本の部)					
I 資本金	※2	1,536,425	81.7	1,536,425	58.7
II 資本剰余金					
資本準備金		1,416,425		1,416,425	
資本剰余金合計		1,416,425	75.4	1,416,425	54.1
III 利益剰余金					
当期未処理損失		2,358,739		2,138,862	
利益剰余金合計		△2,358,739	△125.5	△2,138,862	△81.7
資本合計		594,110	31.6	813,987	31.1
負債資本合計		1,879,366	100.0	2,618,986	100.0

中間貸借対照表

		翌事業年度の中間会計期間末 (平成18年6月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 現金及び預金		1,298,984	
2. 受取手形		485	
3. 売掛金		1,012,309	
4. たな卸資産		1,006,696	
5. 未収入金		305,311	
6. その他		34,724	
貸倒引当金		△33,867	
流動資産合計		3,624,643	93.0
II 固定資産			
(1) 有形固定資産	※1	34,618	
(2) 無形固定資産			
1. ソフトウェア		133,099	
2. その他		47,772	
無形固定資産合計		180,871	
(3) 投資その他の資産			
1. 差入保証金		55,181	
2. その他		11,275	
貸倒引当金		△8,003	
投資その他の資産合計		58,454	
固定資産合計		273,944	7.0
資産合計		3,898,587	100.0

		翌事業年度の中間会計期間末 (平成18年6月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
I 流動負債				
1. 支払手形		3,477		
2. 買掛金		1,344,744		
3. 未払金		282,146		
4. 未払法人税等		8,625		
5. 賞与引当金		16,330		
6. その他	※2	23,746		
流動負債合計			1,679,070	43.1
負債合計			1,679,070	43.1
(純資産の部)				
I 株主資本				
1. 資本金			2,125,650	54.5
2. 資本剰余金				
(1) 資本準備金		2,005,650		
資本剰余金合計			2,005,650	51.4
3. 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△1,911,782		
利益剰余金合計			△1,911,782	△49.0
株主資本合計			2,219,517	56.9
純資産合計			2,219,517	56.9
負債純資産合計			3,898,587	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)			当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			4,608,791	100.0		6,785,330	100.0
II 売上原価							
1. 期首商品たな卸高		202,042			583,829		
2. 当期商品仕入高	※1	4,074,280			5,303,533		
合計		4,276,322			5,887,363		
3. 期末商品たな卸高		583,829	3,692,493	80.1	795,112	5,092,251	75.0
売上総利益			916,298	19.9		1,693,079	25.0
III 販売費及び一般管理費	※2		1,241,620	27.0		1,493,701	22.0
営業利益又は営業損失 (△)			△325,322	△7.1		199,377	3.0
IV 営業外収益							
1. 受取利息		0			0		
2. 為替差益		753			—		
3. 振込手数料		1,127			1,411		
4. 保険求償金		864			1,742		
5. 販売奨励金		1,085			959		
6. 雇用奨励金		740			—		
7. その他		349	4,920	0.1	1,279	5,394	0.1
V 営業外費用							
1. 支払利息		—			922		
2. 為替差損		—			1,849		
3. 破損商品処分損		317			1,331		
4. その他		26	343	0.0	199	4,302	0.1
経常利益又は経常損失 (△)			△320,745	△7.0		200,469	3.0
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 (△)			△320,745	△7.0		200,469	3.0
法人税、住民税及び事業税		3,240			3,240		
法人税等調整額		—	3,240	0.0	△22,647	△19,407	△0.2
当期純利益又は 当期純損失 (△)			△323,985	△7.0		219,876	3.2
前期繰越損失			2,034,753			2,358,739	
当期末処理損失			2,358,739			2,138,862	

中間損益計算書

		翌事業年度の中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			4,299,198	100.0
II 売上原価	※1		3,184,895	74.1
売上総利益			1,114,303	25.9
III 販売費及び一般管理費			886,717	20.6
営業利益			227,586	5.3
IV 営業外収益	※2		6,962	0.2
V 営業外費用	※3		6,332	0.2
経常利益			228,215	5.3
税引前中間純利益			228,215	5.3
法人税、住民税及び事 業税		1,620		
法人税等調整額		△484	1,135	0.0
中間純利益			227,080	5.3

③【株主資本等変動計算書】

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成17年12月31日 残高(千円)	1,536,425	1,416,425	1,416,425	△2,138,862	△2,138,862	813,987	813,987
中間会計期間中の変動額							
新株の発行	589,225	589,225	589,225			1,178,450	1,178,450
中間純利益				227,080	227,080	227,080	227,080
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	589,225	589,225	589,225	227,080	227,080	1,405,530	1,405,530
平成18年6月30日 残高(千円)	2,125,650	2,005,650	2,005,650	△1,911,782	△1,911,782	2,219,517	2,219,517

④【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失 (△)		△320,745	200,469
減価償却費		40,259	43,883
賞与引当金の増加額 又は減少額(△)		△2,525	4,739
貸倒引当金の増加額 又は減少額(△)		13,375	8,094
受取利息及び受取配当金		△0	△0
支払利息		—	922
有形固定資産除却損		—	35
売上債権の増加額		△293,640	△205,553
たな卸資産の増加額		△398,357	△215,487
未収入金の増加額		△236,175	△83,039
仕入債務の増加額		341,066	270,966
未払金の増加額又は減少 額(△)		△31,817	100,969
その他		2,340	41,762
小計		△886,219	167,761
利息及び配当金の受取 額		0	0
利息の支払額		—	△1,103
法人税等の支払額		△3,240	△3,240
営業活動によるキャッ シュ・フロー		△889,459	163,419
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー			
有形固定資産取得によ る支出		△3,408	△8,970
無形固定資産取得によ る支出		△33,244	△72,404
保証金の回収による収 入		—	10,527
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△36,652	△70,847

		前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
Ⅲ 財務活動によるキャッ シュ・フロー			
短期借入金の純増減額		—	100,000
財務活動によるキャッ シュ・フロー		—	100,000
Ⅳ 現金及び現金同等物の増 加額又は減少額(△)		△926,112	192,571
Ⅴ 現金及び現金同等物の期 首残高		1,101,751	175,639
Ⅵ 現金及び現金同等物の期 末残高	※1	175,639	368,211

中間キャッシュ・フロー計算書

		翌事業年度の中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益		228,215
減価償却費		27,156
賞与引当金の増加額		4,265
貸倒引当金の増加額		1,247
受取利息及び受取配当金		△0
支払利息		180
新株発行費		5,144
売上債権の増加額		△144,844
たな卸資産の増加額		△190,808
未収入金の減少額		14,670
仕入債務の増加額		△52,296
未払金の増加額		44,733
その他		△8,977
小計		△71,313
利息及び配当金の受取額		0
法人税等の支払額		△3,240
営業活動によるキャッシュ・フロー		△74,552

		翌事業年度の中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		△3,430
無形固定資産の取得による支出		△65,449
保証金の支出		△100
保証金の回収による収入		1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー		△67,979
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の減少額		△100,000
増資による収入		1,173,305
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,073,305
IV 現金及び現金同等物の増加額		930,772
V 現金及び現金同等物の期首残高		368,211
VI 現金及び現金同等物の中間期末残高		1,298,984

⑤【損失処理計算書】

		前事業年度 株主総会承認日 (平成17年3月29日)		当事業年度 株主総会承認日 (平成18年3月29日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
I 当期末処理損失			2,358,739		2,138,862
II 次期繰越損失			2,358,739		2,138,862

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 商品 先入先出法による原価法 (会計処理方法の変更)</p> <p>従来、商品の評価基準及び評価方法については、最終仕入原価法による原価法を採用していましたが、当期より先入先出法による原価法を採用することにいたしました。これは、当事業年度に商品在庫管理システムの改良が行われた結果、一般に公正妥当であると認められているたな卸資産の評価方法のひとつである、先入先出法によって在庫の評価計算が行えることになったことから、より適正な期間損益計算を行うことを目的に変更を行ったものであります。この変更により、従来の方法と比較して、売上原価は14,613千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ同額増加しております。</p> <p>(2) 未着品 個別法による原価法</p> <p>(3) 貯蔵品 個別法による原価法</p>	<p>(1) 商品 先入先出法による原価法</p> <p>(2) 未着品 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>①建物（建物付属設備を除く） 定額法</p> <p>②その他の有形固定資産 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～15年 工具、器具及び備品 4年～6年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒損失にそなえるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担分を計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p>
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成16年12月31日)		当事業年度 (平成17年12月31日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	62,648千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額	75,963千円
※2. 授権株式数及び発行済株式総数		※2. 授権株式数及び発行済株式総数	
授権株式数 普通株式	17,600株	授権株式数 普通株式	17,600株
発行済株式総数 普通株式	11,800株	発行済株式総数 普通株式	11,800株
※3. 期末日満期手形の会計処理		※3. 期末日満期手形の会計処理	
期末日は金融機関の休日のため、期末日決済予定の支払手形の一部は翌営業日の決済処理となっており、下記の科目に期末日決済予定金額が含まれています。		期末日は金融機関の休日のため、期末日決済予定の支払手形の一部は翌営業日の決済処理となっており、下記の科目に期末日決済予定金額が含まれています。	
	支払手形 465千円		支払手形 1,004千円
4. 資本の欠損の額	2,358,739千円	4. 資本の欠損の額	2,138,862千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース取引は事業内容に照らして重要性が乏しく、契約1件当たりのリース料総額も300万円を超えるものがないため、記載を省略しております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 同左

(有価証券関係)

前事業年度(平成16年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成17年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成16年12月31日 至 平成16年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成17年12月31日 至 平成17年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(平成16年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成17年12月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成16年12月31日)		当事業年度 (平成17年12月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
繰越欠損金	936,491千円	繰越欠損金	844,909千円
その他	14,333千円	その他	22,647千円
繰延税金資産小計	950,824千円	繰延税金資産小計	867,556千円
評価性引当額	△950,824千円	評価性引当額	△844,909千円
繰延税金資産合計	-	繰延税金資産合計	22,647千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
税引前当期純損失であるため、記載していません。		法定実効税率 40.6%	
		(調整)	
		評価性引当金の影響等	△ 55.4
		住民税の均等割	1.6
		永久に損金不算入となる費用	2.8
		その他	0.7
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 9.7

(持分法損益等)

前事業年度(自平成16年1月1日至平成16年12月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自平成17年1月1日至平成17年12月31日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度(自平成16年1月1日至平成16年12月31日)

関連当事者との取引に重要なものがないため、記載を省略しております。

当事業年度(自平成17年1月1日至平成17年12月31日)

1. 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者	宮島 正敬	-	-	当社取締役 ジョンソン コントロールズ オートモーティブ システムズ 株式会社代表 取締役	なし	-	-	ジョンソン コントロールズ オートモーティブ システムズ 株式会社への 商品販売	5,802	売掛金	415

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 宮島正敬が第三者(ジョンソンコントロールズオートモーティブシステムズ株式会社)の代表者として行った取引であり、価格等は一般的取引条件によっております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
1株当たり純資産額 50,348.34円	1株当たり純資産額 68,981.96円
1株当たり当期純損失 27,456.42円	1株当たり当期純利益 18,633.62円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額及び1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△323,985	219,876
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
(うち利益処分による役員賞与金)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△323,985	219,876
期中平均株式数 (株)	11,800	11,800
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—————	—————

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>																																	
	<p>(1) 第三者割当による新株式発行</p> <p>平成18年1月10日を払込期日として、下記のとおり第三者割当による新株式発行を行いました。</p> <p>なお、新株式の払込金の使途は、主として物流センターの拡充、新規システム開発、借入金の返済等であります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">① 発行新株式数</td> <td style="width: 60%;">普通株式</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">3,367株</td> </tr> <tr> <td>② 発行価額</td> <td>1株につき</td> <td style="text-align: right;">金350,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 発行総額</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1,178,450,000円</td> </tr> <tr> <td>④ 資本組入額</td> <td></td> <td style="text-align: right;">589,225,000円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 新株の配当起算日</td> <td></td> <td style="text-align: right;">平成18年1月1日</td> </tr> <tr> <td>⑥ 割当先</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>住友商事株式会社</td> <td style="text-align: right;">1,415株</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Grainger International, Inc.</td> <td style="text-align: right;">1,321株</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ワークス投資事業有限責任組合</td> <td style="text-align: right;">331株</td> </tr> <tr> <td></td> <td>MonotaR0従業員持株会</td> <td style="text-align: right;">200株</td> </tr> <tr> <td></td> <td>瀬戸 欣哉</td> <td style="text-align: right;">100株</td> </tr> </table> <p>(2) 新株予約権の発行</p> <p>平成17年10月14日開催の臨時株主総会及び平成17年11月17日開催の取締役会の決議に基づき、当社の取締役及び従業員に対して、平成18年2月1日付で下記要領により、新株予約権を発行しました。</p> <p>① 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由</p> <p>当社の取締役及び従業員の当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、②の要領に記載のとおり、新株予約権を無償で発行するものであります。</p> <p>② 新株予約権発行の要領</p> <p>ア. 新株予約権の目的となる株式の種類及び当社普通株式412株を目的とする新株予約権を発行する。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。</p> <p>ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: right;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p>	① 発行新株式数	普通株式	3,367株	② 発行価額	1株につき	金350,000円	③ 発行総額		1,178,450,000円	④ 資本組入額		589,225,000円	⑤ 新株の配当起算日		平成18年1月1日	⑥ 割当先				住友商事株式会社	1,415株		Grainger International, Inc.	1,321株		ワークス投資事業有限責任組合	331株		MonotaR0従業員持株会	200株		瀬戸 欣哉	100株
① 発行新株式数	普通株式	3,367株																																
② 発行価額	1株につき	金350,000円																																
③ 発行総額		1,178,450,000円																																
④ 資本組入額		589,225,000円																																
⑤ 新株の配当起算日		平成18年1月1日																																
⑥ 割当先																																		
	住友商事株式会社	1,415株																																
	Grainger International, Inc.	1,321株																																
	ワークス投資事業有限責任組合	331株																																
	MonotaR0従業員持株会	200株																																
	瀬戸 欣哉	100株																																

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。</p> <p>イ. 割り当てる新株予約権の数 412個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、アに定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）</p> <p>ウ. 新株予約権の発行価額及び発行日 各新株予約権は無償にて発行するものとする。なお、発行する日は、平成18年2月1日とする。</p> <p>エ. 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額 本新株予約権の目的たる1株あたりの払込金額は、金350,000円とする。 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、次により決定される1株当たりの払込価額（以下、行使価額とする）に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とする。 当初の行使価額は、1株につき金350,000円とする。 なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行または自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} + \text{または処分株式数} \times \text{込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} + \text{または処分株式数}}$ <p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。 また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>						
	<p>オ. 新株予約権の行使期間 平成19年11月1日から平成27年9月30日まで</p> <p>カ. 新株予約権の行使の条件</p> <p>A. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>B. 新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。</p> <p>C. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>D. その他の条件については、本取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p> <p>キ. 新株予約権の譲渡 新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。</p> <p>ク. 新株の発行価額のうち、資本に組入れずに、資本準備金として積み立てる額、新株予約権の行使により新株を発行する場合における当該新株の発行価額中資本に組入れない額は、その発行価額より資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、その発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合、この端数を切り上げた額とする。</p> <p>ケ. 新株予約権の割当を受ける者、割当てる新株予約権の数</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>当社取締役</td> <td>1名</td> <td>200個</td> </tr> <tr> <td>当社使用人</td> <td>46名</td> <td>212個</td> </tr> </table>	当社取締役	1名	200個	当社使用人	46名	212個
当社取締役	1名	200個					
当社使用人	46名	212個					

前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)	当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)										
—————	<p>(3) 株式分割</p> <p>平成18年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。</p> <p>① 分割により増加する株式数 普通株式とし、平成18年8月20日(日曜日)(ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成18年8月18日(金曜日))最終の発行済株式総数に2を乗じた株式数とする。</p> <p>② 分割の方法 平成18年8月20日(日曜日)(ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成18年8月18日(金曜日))を基準日として平成18年8月21日付で株主の所有株式を、普通株式1株につき3株の割合をもって分割する。</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前期における1株当たりの情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当期における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前事業年度</th> <th style="text-align: center;">当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>1株当たり純資産額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">16,782.78円</td> <td style="text-align: right;">22,993.99円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純損失</td> <td>1株当たり当期純利益</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">9,152.14円</td> <td style="text-align: right;">6,211.21円</td> </tr> </tbody> </table>	前事業年度	当事業年度	1株当たり純資産額	1株当たり純資産額	16,782.78円	22,993.99円	1株当たり当期純損失	1株当たり当期純利益	9,152.14円	6,211.21円
前事業年度	当事業年度										
1株当たり純資産額	1株当たり純資産額										
16,782.78円	22,993.99円										
1株当たり当期純損失	1株当たり当期純利益										
9,152.14円	6,211.21円										

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>(4) 新株予約権の発行</p> <p>平成18年9月8日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会の決議に基づき、当社の執行役及び従業員に対して、平成18年9月9日付で下記要領により、新株予約権を発行しました。</p> <p>1. 募集事項</p> <p>① 募集新株予約権の内容及び数</p> <p>i 募集新株予約権の内容</p> <p>一 新株予約権の目的である株式の種類及び数 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。</p> <p>なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。</p> <p>二 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」とする）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>行使価額は、当社事業と類似する会社との比較によって得られる価格を基準として設定した金額とし、金340,000円とする。なお、新株予約権発行後、当社が下記の各事由が生じたときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>ア. 株式分割または株式併合を行う場合</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>イ. 新株予約権発行後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。</p> <p>三 新株予約権を行使することができる期間 平成20年10月1日から平成28年8月31日までとする。</p> <p>ただし、行使できる新株予約権の数及びそれぞれの行使期間は、次によるものとする。</p> <p>ア. 付与数135株及び165株の者</p> <p style="padding-left: 2em;">平成20年10月1日から平成21年8月31日までの間に最高55株</p> <p style="padding-left: 2em;">平成21年9月1日から平成22年8月31日までの間に最高55株</p> <p style="padding-left: 2em;">平成22年9月1日から平成23年8月31日までの間に最高55株</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>上記期間内に未行使の新株予約権がある場合には、残数を平成23年9月1日から平成28年8月31日までに行使できるものとする。</p> <p>イ. 付与数18株及び30株の者 平成20年10月1日から平成21年8月31日までの間に最高15株 平成21年9月1日から平成22年8月31日までの間に最高15株 上記期間内に未行使の新株予約権がある場合には、残数を平成22年9月1日から平成28年8月31日までに行使できるものとする。</p> <p>ウ. 付与数12株以内の者 平成20年10月1日から平成28年8月31日まで</p> <p>四 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。</p> <p>五 新株予約権の譲渡制限 新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要する。</p> <p>六 新株予約権の行使の条件 ア. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社の執行役又は社員の地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>イ. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>ウ. その他の条件については当社と対象従業員との間で締結した「株式会社 MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>
	<p>七 当社による新株予約権の取得事由</p> <p>ア. 新株予約権者が、権利行使前に六アに規定する新株予約権行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>イ. 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>八 株式交換及び株式移転時の取扱い</p> <p>当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権に係わる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に継承できるものとし、継承された新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。</p> <p>ア. 目的たる完全親会社の株式の種類 完全親会社の同種の株式</p> <p>イ. 目的たる完全親会社の株式の数 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる</p> <p>ウ. 継承後の新株予約権の払込価額 株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>エ. 継承後の新株予約権の権利行使期間 本新株予約権に定める権利行使期間とする。</p> <p>オ. 継承後の新株予約権の権利行使条件ならびに取得事由および条件 本新株予約権に定める権利行使条件ならびに取得事由および条件とする。</p> <p>カ. 継承後の新株予約権の譲渡制限 継承後の新株予約権については完全親会社の取締役会の承認を要する。</p> <p>ii 募集新株予約権の数 564個を上限とする。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>																
	<p>② 募集新株予約権についての金銭の払込について 募集新株予約権につき、金銭の払込みは要しないこととする。</p> <p>③ 募集新株予約権の割当日 募集新株予約権の割当日は平成18年9月9日とする。</p> <p>2. 特に有利な条件により新株予約権を発行する理由 当社は業績向上への意欲と士気を高め、健全な経営と持続的に成長する企業になることを目的とし、当社の執行役及び社員に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものとする。</p> <p>3. 新株予約権の割当を受ける者、割当てる新株予約権の数</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>当社執行役</td> <td>1名</td> <td>30個</td> </tr> <tr> <td>当社使用人</td> <td>54名</td> <td>534個</td> </tr> </table> <p>(5) 資本の減少 当社は、平成18年9月8日開催の臨時株主総会において、資本の減少について承認することが決議され、平成18年10月13日に資本の減少を行っております。</p> <p>1. 資本減少の目的 資本の欠損補填</p> <p>2. 減少すべき資本の額 資本の額 2,125,650,000 円を 531,700,287 円減少して 1,593,949,713 円とする。</p> <p>3. 資本減少の方法 発行済株式数の減少を行わず、資本の額のみを減少する方法とする。</p> <p>4. 減資の日程</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>取締役会決議日</td> <td>平成18年5月19日</td> </tr> <tr> <td>臨時株主総会決議日</td> <td>平成18年9月8日</td> </tr> <tr> <td>債権者異議申述公告日</td> <td>平成18年9月9日</td> </tr> <tr> <td>債権者異議申述最終期限</td> <td>平成18年10月12日</td> </tr> <tr> <td>減資の効力発生日</td> <td>平成18年10月13日</td> </tr> </table> <p>(6) 資本準備金の減少 当社は、平成18年9月8日開催の臨時株主総会において、資本準備金の減少について承認することが決議され、平成18年10月13日に資本準備金の減少を行っております。</p>	当社執行役	1名	30個	当社使用人	54名	534個	取締役会決議日	平成18年5月19日	臨時株主総会決議日	平成18年9月8日	債権者異議申述公告日	平成18年9月9日	債権者異議申述最終期限	平成18年10月12日	減資の効力発生日	平成18年10月13日
当社執行役	1名	30個															
当社使用人	54名	534個															
取締役会決議日	平成18年5月19日																
臨時株主総会決議日	平成18年9月8日																
債権者異議申述公告日	平成18年9月9日																
債権者異議申述最終期限	平成18年10月12日																
減資の効力発生日	平成18年10月13日																

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年1月1日 至 平成16年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)</p>										
<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>1. 資本準備金減少の目的 資本の欠損補填</p> <p>2. 減少すべき資本準備金の額 資本準備金の額 2,005,650,000 円を 1,607,162,571 円減少して 398,487,429 円とする。</p> <p>3. 資本準備金減少の方法 発行済株式数の減少を行わず、資本準備金の額のみを減少する方法とする。</p> <p>4. 減資の日程</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>取締役会決議日</td> <td style="text-align: right;">平成18年5月19日</td> </tr> <tr> <td>臨時株主総会決議日</td> <td style="text-align: right;">平成18年9月8日</td> </tr> <tr> <td>債権者異議申述公告日</td> <td style="text-align: right;">平成18年9月9日</td> </tr> <tr> <td>債権者異議申述最終期限</td> <td style="text-align: right;">平成18年10月12日</td> </tr> <tr> <td>減資の効力発生日</td> <td style="text-align: right;">平成18年10月13日</td> </tr> </table>	取締役会決議日	平成18年5月19日	臨時株主総会決議日	平成18年9月8日	債権者異議申述公告日	平成18年9月9日	債権者異議申述最終期限	平成18年10月12日	減資の効力発生日	平成18年10月13日
取締役会決議日	平成18年5月19日										
臨時株主総会決議日	平成18年9月8日										
債権者異議申述公告日	平成18年9月9日										
債権者異議申述最終期限	平成18年10月12日										
減資の効力発生日	平成18年10月13日										

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	翌事業年度の中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>たな卸資産</p> <p>(1)商品 先入先出法による原価法</p> <p>(2)未着品 個別法による原価法</p> <p>(3)貯蔵品 個別法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産</p> <p>①建物（建物付属設備を除く） 定額法</p> <p>②その他の有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～15年 工具、器具及び備品 4年～6年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒損失にそなえるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担分を計上しております。</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項目	翌事業年度の中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)
固定資産の減損に係る会計基準	当中間会計期間より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	当中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5号 平成17年12月 9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8号 平成17年12月 9日)を適用しております。従来の資本の部の合計に相当する金額は2,219,517千円であります。なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

翌事業年度の中間会計期間末 (平成18年 6月30日)	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	81,474千円
※ 2. 消費税等の取扱 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

翌事業年度の中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	
※1. 売上原価には、次の販売諸掛を含んでおります。	
商品送料	275,577千円
その他の販売諸掛	30,081千円
※2. 営業外収益の主要項目	
為替差益	3,541千円
保険求償金	1,371千円
振込手数料	875千円
※3. 営業外費用の主要項目	
支払利息	180千円
新株発行費	5,144千円
破損商品処分損	921千円
4. 減価償却実施額	
有形固定資産	5,510千円
無形固定資産	21,646千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

翌事業年度の中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 末株式数 (株)	翌事業年度 の中間会計 期間増加株 式数(株)	翌事業年度 の中間会計 期間減少株 式数(株)	翌事業年度 の中間会計 期間末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式	11,800	3,367	-	15,167
自己株式				
普通株式	-	-	-	-

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

翌事業年度の中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年6月30日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	1,298,984
現金及び現金同等物	1,298,984

(リース取引関係)

翌事業年度の中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 リース取引は事業内容に照らして重要性が乏しく、契約 1件当たりのリース料総額も300万円を超えるものがない ため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

翌事業年度の中間会計期間末(平成18年6月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

翌事業年度の中間会計期間(自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

(持分法損益関係)

翌事業年度の中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)
関連会社がないため、該当事項はありません。

(ストックオプション関係)

翌事業年度の中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

種類	第1回新株予約権
決議年月日	平成17年10月14日
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 1 従業員 46
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式1,236
付与日	平成18年2月1日
権利確定条件	付与日 (平成18年2月1日) 以降、 権利確定日 (平成19年10月31日) まで 継続して勤務していること。ただし、 任期満了による退任、定年退職その他 正当な理由のある場合並びに相続によ り新株予約権を取得した場合はこの限 りでない。
対象勤務期間	1年9か月間 (自 平成18年2月1日 至 平成19年10月31日)。
権利行使期間	自 平成19年11月1日 至 平成27年9月30日
権利行使価格 (円)	1株あたり116,667
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(1株当たり情報)

翌事業年度の中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	
1株当たり純資産額	146,338.59円
1株当たり中間純利益金額	15,138.68円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	翌事業年度の中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)
中間純利益(千円)	227,080
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
(うち利益処分による役員賞与金)	-
普通株式に係る中間純利益 (千円)	227,080
期中平均株式数(株)	15,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—————

(重要な後発事象)

翌事業年度の中間会計期間
(自 平成18年1月1日
至 平成18年6月30日)

(1) 株式分割

平成18年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。

① 分割により増加する株式数

普通株式とし、平成18年8月20日(日曜日)(ただし、当日及び前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成18年8月18日(金曜日))最終の発行済株式総数に2を乗じた株式数とする。

② 分割の方法

平成18年8月20日(日曜日)(ただし、当日及び前日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成18年8月18日(金曜日))を基準日として株主の所有株式を、1株につき3株の割合をもって分割する。

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前期における1株当たりの情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当中間会計期間における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。

当中間会計期間	前事業年度
1株当たり純資産額 48,779.53円	1株当たり純資産額 22,993.99円
1株当たり中間純利益 5,046.23円	1株当たり当期純利益 6,221.21円

(2) 新株予約権の発行

平成18年9月8日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会の決議に基づき、当社の執行役及び従業員に対して、平成18年9月9日付で下記要領により、新株予約権を発行しました。

1. 募集事項

① 募集新株予約権の内容及び数

i 募集新株予約権の内容

- 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てる。

翌事業年度の中間会計期間
(自 平成18年1月1日
至 平成18年6月30日)

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

二 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」とする）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、当社事業と類似する会社との比較によって得られる価格を基準として設定した金額とし、金340,000円とする。なお、新株予約権発行後、当社が下記の各事由が生じたときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

ア. 株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

イ. 新株予約権発行後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

翌事業年度の中間会計期間
(自 平成18年1月1日
至 平成18年6月30日)

- 三 新株予約権を行使することができる期間
平成20年10月1日から平成28年8月31日までとする。
ただし、行使できる新株予約権の数及びそれぞれの行使期間は、次によるものとする。
- ア. 付与数135株及び165株の者
平成20年10月1日から平成21年8月31日までの間に最高55株
平成21年9月1日から平成22年8月31日までの間に最高55株
平成22年9月1日から平成23年8月31日までの間に最高55株
上記期間内に未行使の新株予約権がある場合には、残数を平成23年9月1日から平成28年8月31日までに行使できるものとする。
- イ. 付与数18株及び30株の者
平成20年10月1日から平成21年8月31日までの間に最高15株
平成21年9月1日から平成22年8月31日までの間に最高15株
上記期間内に未行使の新株予約権がある場合には、残数を平成22年9月1日から平成28年8月31日までに行使できるものとする。
- ウ. 付与数12株以内の者
平成20年10月1日から平成28年8月31日まで
- 四 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
- 五 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要する。
- 六 新株予約権の行使の条件
ア. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社の執行役又は社員の地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

翌事業年度の中間会計期間
(自 平成18年1月1日
至 平成18年6月30日)

- イ. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
 - ウ. その他の条件については当社と対象従業員との間で締結した「株式会社 MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
- 七 当社による新株予約権の取得事由
- ア. 新株予約権者が、権利行使前に六アに規定する新株予約権行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ. 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- 八 株式交換及び株式移転時の取扱い
- 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権に係わる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に継承できるものとし、継承された新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。
- ア. 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - イ. 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
 - ウ. 継承後の新株予約権の払込価額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
 - エ. 継承後の新株予約権の権利行使期間
本新株予約権に定める権利行使期間とする。
 - オ. 継承後の新株予約権の権利行使条件ならびに取得事由および条件
本新株予約権に定める権利行使条件ならびに取得事由および条件とする。
 - カ. 継承後の新株予約権の譲渡制限
継承後の新株予約権については完全親会社の取締役会の承認を要する。

翌事業年度の中間会計期間
(自 平成18年1月1日
至 平成18年6月30日)

ii 募集新株予約権の数

564個を上限とする。

② 募集新株予約権についての金銭の払込について
募集新株予約権につき、金銭の払込みは要しないこととする。

③ 募集新株予約権の割当日

募集新株予約権の割当日は平成18年9月9日とする。

2. 特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社は業績向上への意欲と士気を高め、健全な経営と持続的に成長する企業になることを目的とし、当社の執行役及び社員に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものとする。

3. 新株予約権の割当を受ける者、割当てる新株予約権の数

当社執行役 1名 30個

当社使用人 54名 534個

(3) 資本の減少

当社は、平成18年9月8日開催の臨時株主総会において、資本の減少について承認することが決議され、平成18年10月13日に資本の減少を行う予定です。

1. 資本減少の目的

資本の欠損補填

2. 減少すべき資本の額

資本の額 2,125,650,000 円を 531,700,287 円減少して 1,593,949,713 円とする。

3. 資本減少の方法

発行済株式数の減少を行わず、資本の額のみを減少する方法とする。

4. 減資の日程

取締役会決議日 平成18年5月19日

臨時株主総会決議日 平成18年9月8日

債権者異議申述公告日 平成18年9月9日

債権者異議申述最終期限 平成18年10月12日

減資の効力発生日 平成18年10月13日

(4) 資本準備金の減少

当社は、平成18年9月8日開催の臨時株主総会において、資本準備金の減少について承認することが決議され、平成18年10月13日に資本準備金の減少を行う予定です。

翌事業年度の中間会計期間
(自 平成18年1月1日
至 平成18年6月30日)

1. 資本準備金減少の目的

資本の欠損補填

2. 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額 2,005,650,000 円を 1,607,162,571 円減少して 398,487,429 円とする。

3. 資本準備金減少の方法

発行済株式数の減少を行わず、資本準備金の額のみを減少する方法とする。

4. 減資の日程

取締役会決議日 平成18年5月19日

臨時株主総会決議日 平成18年9月8日

債権者異議申述公告日 平成18年9月9日

債権者異議申述最終期限 平成18年10月12日

減資の効力発生日 平成18年10月13日

⑥【附属明細表】（平成17年12月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	12,976	2,878	-	15,855	5,720	1,450	10,134
車輛運搬具	1,912	-	-	1,912	1,647	253	265
工具、器具及び備品	88,713	6,681	225	95,169	68,595	11,799	26,573
有形固定資産計	103,603	9,559	225	112,937	75,963	13,504	36,973
無形固定資産							
ソフトウェア	134,215	60,540	-	194,755	78,074	30,378	116,681
電話加入権	35	-	-	35	-	-	35
ソフトウェア仮勘定	1	73,731	44,006	29,725	-	-	29,725
無形固定資産計	134,250	134,272	44,006	224,516	78,074	30,378	146,442
長期前払費用	8,470	1,006	-	9,476	4,677	1,746	4,798

(注) 1. 当期増加額の主なものは、次のとおりであります。

建物	サーバー室エアコン	1,150千円
	本社事務所増床に伴う電源設備	473千円
工具、器具及び備品	複合機	1,298千円
	サーバー	2,277千円
ソフトウェア	商品情報登録	21,404千円
	解析ソフト(SPSS)	8,740千円
	大連用代行注文システム	8,505千円
ソフトウェア仮勘定	複合倉庫対応システム	18,229千円
	商品LCM(商品マスタ構築)	8,721千円
長期前払費用	社宅賃借に伴う保証金不返還分	1,000千円

2. ソフトウェア仮勘定の当期減少額は、ソフトウェアへの振替によるものであります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	100,000	1.1	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	-	-	-	-
その他の有利子負債	-	-	-	-
計	-	100,000	-	-

(注) 平均利率については、加重平均利率を記載しております。

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金（千円）		1,536,425	-	-	1,536,425
資本金のうち 既発行株式	普通株式（株）	(11,800)	(-)	(-)	(11,800)
	普通株式（千円）	1,536,425	-	-	1,536,425
	計（株）	(11,800)	(-)	(-)	(11,800)
	計（千円）	1,536,425	-	-	1,536,425
資本準備金及 びその他資本 剰余金	(資本準備金)				
	株式払込剰余金（千円）	1,416,425	-	-	1,416,425
	計（千円）	1,416,425	-	-	1,416,425

【引当金明細表】

区分	前期末残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
貸倒引当金	32,528	40,622	5,538	26,990	40,622
賞与引当金	5,475	11,529	5,475	-	11,529

（注）貸倒引当金の当期減少額「その他」のうち、債権の回収による戻入額は2,220千円、一般債権及び貸倒懸念債権に対する洗替額は24,769千円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (平成17年12月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	121
預金	
当座預金	321,793
普通預金	46,295
小計	368,089
合計	368,211

② 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
大日本インキ化学工業株式会社	3,265
ニチコン株式会社	2,281
株式会社バーンリペア	1,369
株式会社アクティオ	1,268
株式会社穂浪工業	1,218
その他	858,547
合計	867,950

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
651,665	7,124,597	6,908,311	867,950	88.8	38.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 商品

品目	金額 (千円)
工場消耗品	101,882
工場交換部品	494,851
その他	198,378
合計	795,112

④ 未着品

品目	金額 (千円)
工場消耗品	18,616
工場交換部品	2,158
その他	-
合計	20,775

⑤ 未収入金

相手先	金額 (千円)
SMBCファイナンスサービス株式会社	319,098
その他	883
合計	319,981

⑥ 支払手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
因幡電機産業株式会社	3,259
東日エアトルク販売株式会社	1,164
合計	4,423

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額 (千円)
平成17年12月	1,004
平成18年1月	944
2月	1,325
3月	1,148
合計	4,423

⑦ 買掛金

相手先	金額 (千円)
大塚刷毛製造株式会社	136,992
株式会社オノマシン	90,645
リンレイテープ株式会社	62,871
マツモト産業株式会社	56,061
株式会社高儀	52,299
その他	997,224
合計	1,396,095

⑧ 未払金

区分	金額 (千円)
凸版印刷株式会社	83,880
吉村運送株式会社	25,537
佐川急便株式会社	24,105
エス・ピー・エス・エス株式会社	9,933
大阪梱包運輸株式会社	7,185
その他	96,954
合計	247,596

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	12 月 31 日
株主総会	3 月
基準日	12 月 31 日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
中間配当基準日	6 月 30 日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
端株の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料（注）
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://www.monotaro.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注） 1. 当社は端株制度の適用を受けておりますが、現在端株は生じておりません。

2. 株券喪失登録事務に関する概要

登録手数料 申請1件につき 10,000円

株券1株につき 500円

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成17年11月10日	西野産業株式会社代表取締役西野 佳成	大阪市西区新町3丁目11-23	特別利害関係者等(大株主上位10名)	住友商事株式会社取締役社長岡 素之	東京都中央区晴海1丁目8-11	特別利害関係者等(資本的関係会社、大株主上位10名)	40	14,000,000 (350,000)	譲渡人の株式保有方針の変更
平成18年3月29日	MonotaRO従業員持株会理事長柴垣 香平	大阪市中央区安土町2丁目3-13	特別利害関係者等(当社の従業員持株会、大株主上位10名)	田中 秀和	大阪府河内長野市	特別利害関係者等(当社の執行役)	12	- (-)	従業員持株会の退会に伴う引き出し

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第23条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下「上場前公募等規則の取扱い」という。)第19条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1.において同じ。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日(平成16年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、上場前公募等規則第24条並びに上場前公募等規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事証券会社は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事証券会社の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員(取締役、監査役、執行役(理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。))をいう。以下同じ。)、当該役員の配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員。
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 証券会社(外国証券会社を含む。))及びその役員並びに証券会社の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算出した価格を基礎として算定された価格であります。
5. 当社は平成18年8月21日付をもって、普通株式1株を3株に分割しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権 (注) 7	新株予約権 (注) 8
発行年月日	平成18年1月10日	平成18年2月1日	平成18年9月9日
種類	普通株式	新株予約権の付与 (ストックオプション)	新株予約権の付与 (ストックオプション)
発行数	3,367株	412株	564株
発行価格	350,000円 (注) 4	350,000円 (注) 4	340,000円 (注) 6
資本組入額	175,000円	175,000円	170,000円
発行価額の総額	1,178,450,000円	144,200,000円	191,760,000円
資本組入額の総額	589,225,000円	72,100,000円	95,880,000円
発行方法	第三者割当	平成17年10月14日開催の臨時株主総会において、旧商法第280条ノ20及び法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成18年9月8日開催の臨時株主総会において、会社法第236条及び法第238条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める「上場前公募等規則」第25条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法(以下「第三者割当等」という。)による募集株式の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は平成17年12月31日であります。
2. 上記(1)の規定及び「上場前公募等規則の取扱い」第21条の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)を原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 当社は、割当を受けた者との間で、原則として新株予約権を発行する日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 発行価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算出した価格を基礎として算定された価格であります。
 5. 平成18年7月19日開催の取締役会決議に基づき、平成18年8月21日付で普通株式1株を3株の割合で分割しております。
 6. 発行価額は、当社事業と類似する会社との比較によって得られる価格を基礎として算出された価格であります。

7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

行使時の払込金額	350,000円(1株につき)
行使請求期間	<p>平成19年11月1日から平成27年9月30日まで</p> <p>① 付与数200個の者 平成19年11月1日から平成20年9月30日までの間に最高40個 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間に最高40個 平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間に最高40個 平成22年10月1日から平成23年9月30日までの間に最高40個 平成23年10月1日から平成24年9月30日までの間に最高40個 上記期間内に未行使の新株予約権がある場合には、残数を平成24年10月1日から平成27年9月30日までに行使できるものとする。</p> <p>② 付与数40個の者 平成19年11月1日から平成20年9月30日までの間に最高13個 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間に最高14個 平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間に最高14個 上記期間内に未行使の新株予約権がある場合には、残数を平成22年10月1日から平成27年9月30日までに行使できるものとする。</p> <p>③ 付与数20個の者 平成19年11月1日から平成20年9月30日までの間に最高10個 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間に最高10個 上記期間内に未行使の新株予約権がある場合には、残数を平成21年10月1日から平成27年9月30日までに行使できるものとする。</p> <p>④ 付与数10個の者 平成19年11月1日から平成20年9月30日までの間に最高5個 平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間に最高5個 上記期間内に未行使の新株予約権がある場合には、残数を平成21年10月1日から平成27年9月30日までに行使できるものとする。</p> <p>⑤ 付与数5個以内の者 平成19年11月1日から平成27年9月30日まで</p>
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>① 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は新株予約権行使時においても当社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象取締役及び従業員との間で締結した「株式会社MonotaRO 新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p> <p>⑤ 新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。</p>

8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

行使時の払込金額	340,000円(1株につき)
行使請求期間	<p>平成20年10月1日から平成28年8月31日までとする。</p> <p>ただし、行使できる新株予約権の数及びそれぞれの行使期間は、次によるものとする。</p> <p>① 付与数135個及び165個の者 平成20年10月1日から平成21年8月31日までの間に最高55個 平成21年9月1日から平成22年8月31日までの間に最高55個 平成22年9月1日から平成23年8月31日までの間に最高55個 上記期間内に未行使の新株予約権がある場合には、残数を平成23年9月1日から平成28年8月31日までに行使できるものとする。</p> <p>② 付与数18個及び30個の者 平成20年10月1日から平成21年8月31日までの間に最高15個 平成21年9月1日から平成22年8月31日までの間に最高15個 上記期間内に未行使の新株予約権がある場合には、残数を平成22年9月1日から平成28年8月31日までに行使できるものとする。</p> <p>③ 付与数12個以内の者 平成20年10月1日から平成28年8月31日まで</p>
行使の条件及び譲渡に関する事項	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社の執行役または社員の地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>③ その他の条件については当社と対象従業員との間で締結した「株式会社MonotaR0新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p> <p>④ 新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要する。</p>

2【取得者の概況】

(1) 平成18年1月10日発行第三者割当増資

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	総合商社	1,415	495,250 (350)	特別利害関係者等(資本的関係会社、大株主上位10名)
Grainger International, Inc.	アメリカ合衆国イリノイ州レークフォレスト グレンジャーパークウェイ100	投資業	1,321	462,350 (350)	特別利害関係者等(資本的関係会社、大株主上位10名)
ワークス投資事業有限責任組合	東京都中央区京橋1丁目8-7	投資事業組合	331	115,850 (350)	特別利害関係者等(大株主上位10名)
MonotaRo従業員持株会 理事長 柴垣 香平	大阪市中央区安土町2丁目3-13	当社の従業員持株会	200	70,000 (350)	特別利害関係者等(大株主上位10名)
瀬戸 欣哉	大阪市福島区福島5丁目6-38-2001	会社役員	100	35,000 (350)	特別利害関係者等(当社の取締役代表執行役社長、大株主上位10名)

(2) 平成17年10月14日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
瀬戸 欣哉	大阪市福島区福島5丁目6-38-2001	会社役員	200	70,000 (350)	特別利害関係者等(当社の取締役代表執行役社長、大株主上位10名) (注)1
室 大二郎	大阪府茨木市	会社員	40	14,000 (350)	当社の従業員
山崎 知子	兵庫県宝塚市	会社員	40	14,000 (350)	当社の従業員
田中 秀和	大阪府河内長野市	会社員	20	7,000 (350)	当社の従業員 (注)2
中村 武徳	大阪府泉大津市	会社員	10	3,500 (350)	当社の従業員
柴垣 香平	兵庫県宝塚市	会社員	10	3,500 (350)	当社の従業員
熊谷 智恵子	兵庫県宝塚市	会社員	5	1,750 (350)	当社の従業員
西口 誠治	大阪府豊中市	会社員	5	1,750 (350)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
西村 朋子	兵庫県西宮市	会社員	5	1,750 (350)	当社の従業員
円福寺 正子	兵庫県伊丹市	会社員	5	1,750 (350)	当社の従業員
井上 佐代子	大阪市東住吉区	会社員	5	1,750 (350)	当社の従業員
森 明美	大阪市東成区	会社員	5	1,750 (350)	当社の従業員
金光 正人	兵庫県尼崎市	会社員	5	1,750 (350)	当社の従業員
久保 悟	兵庫県宝塚市	会社員	5	1,750 (350)	当社の従業員
岸川 三千雄	大阪府東大阪市	会社員	5	1,750 (350)	当社の従業員
堀木 史子	大阪市東成区	会社員	2	700 (350)	当社の従業員
池田 夏子	大阪府吹田市	会社員	2	700 (350)	当社の従業員
葉山 典子	大阪府東大阪市	会社員	2	700 (350)	当社の従業員
内藤 新二郎	大阪府藤井寺市	会社員	2	700 (350)	当社の従業員
山田 貴士	兵庫県川辺郡猪名川町	会社員	2	700 (350)	当社の従業員
古畑 耕輔	神戸市垂水区	会社員	2	700 (350)	当社の従業員
東 祥子	大阪市港区	会社員	2	700 (350)	当社の従業員
大和 謙真	大阪府和泉市	会社員	2	700 (350)	当社の従業員
張 暁雨	大阪府東大阪市	会社員	2	700 (350)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
上村 健一	大阪市中央区	会社員	2	700 (350)	当社の従業員
中西 淳二	大阪府吹田市	会社員	2	700 (350)	当社の従業員
高橋 宏昌	兵庫県宝塚市	会社員	2	700 (350)	当社の従業員
高野 晋三	大阪府和泉市	会社員	2	700 (350)	当社の従業員
吉岡 守人	大阪市東成区	会社員	2	700 (350)	当社の従業員
西納 良一	奈良県香芝市	会社員	2	700 (350)	当社の従業員
大橋 直樹	堺市美原区	会社員	1	350 (350)	当社の従業員
中倉 孝	川崎市高津区	会社員	1	350 (350)	当社の従業員
谷口 大輔	大阪府大東市	会社員	1	350 (350)	当社の従業員
田中 孝併	大阪府貝塚市	会社員	1	350 (350)	当社の従業員
前田 宣人	奈良県大和郡山市	会社員	1	350 (350)	当社の従業員
原田 貴弘	大阪府東大阪市	会社員	1	350 (350)	当社の従業員
齋藤 明代	大阪市港区	会社員	1	350 (350)	当社の従業員
今井 孝一郎	兵庫県西宮市	会社員	1	350 (350)	当社の従業員
前田 さやか	奈良県生駒郡斑鳩町	会社員	1	350 (350)	当社の従業員
安藤 敦子	大阪市浪速区	会社員	1	350 (350)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
森本 万美	大阪市住吉区	会社員	1	350 (350)	当社の従業員
木原 成貴	神戸市長田区	会社員	1	350 (350)	当社の従業員
藤江 弘子	兵庫県三田市	会社員	1	350 (350)	当社の従業員
大島 弘江	大阪府羽曳野市	会社員	1	350 (350)	当社の従業員
増谷 務	京都市伏見区	会社員	1	350 (350)	当社の従業員
片岡 有希	神戸市須磨区	会社員	1	350 (350)	当社の従業員
詹 啓慧	大阪市西区	会社員	1	350 (350)	当社の従業員

- (注) 1. 決議日現在は代表取締役社長でありましたが、平成18年3月29日に旧商法特例法上の委員会等設置会社に移行したことに伴い、取締役代表執行役社長に就任しております。
2. 平成18年3月29日に執行役に就任しております。
3. 割当株数及び価格(単価)は、平成18年8月21日付で実施された株式分割による調整前の数値であります。

(3) 平成18年9月8日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
室 大二郎	大阪府茨木市	会社員	165	56,100 (340)	当社の従業員
山崎 知子	兵庫県宝塚市	会社員	135	45,900 (340)	当社の従業員
田中 秀和	大阪府河内長野市	会社役員	30	10,200 (340)	特別利害関係者 (当社の執行役)
金光 正人	兵庫県尼崎市	会社員	18	6,120 (340)	当社の従業員
中村 武徳	大阪府泉大津市	会社員	12	4,080 (340)	当社の従業員
堀木 史子	大阪市東成区	会社員	9	3,060 (340)	当社の従業員
葉山 典子	大阪府東大阪市	会社員	9	3,060 (340)	当社の従業員
東 祥子	大阪市港区	会社員	9	3,060 (340)	当社の従業員
柴垣 香平	兵庫県宝塚市	会社員	9	3,060 (340)	当社の従業員
中西 淳二	大阪府吹田市	会社員	9	3,060 (340)	当社の従業員
高橋 宏昌	兵庫県宝塚市	会社員	9	3,060 (340)	当社の従業員
高野 晋三	大阪府和泉市	会社員	9	3,060 (340)	当社の従業員
吉岡 守人	大阪市東成区	会社員	9	3,060 (340)	当社の従業員
西村 朋子	兵庫県西宮市	会社員	6	2,040 (340)	当社の従業員
円福寺 正子	兵庫県伊丹市	会社員	6	2,040 (340)	当社の従業員
熊谷 智恵子	兵庫県宝塚市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
池田 夏子	大阪府吹田市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
西口 誠治	大阪府豊中市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
内藤 新二郎	大阪府藤井寺市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
大橋 直樹	堺市美原区	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
井上 佐代子	大阪市東住吉区	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
山田 貴士	兵庫県川辺郡猪名川町	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
森 明美	大阪市東成区	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
田中 孝併	大阪府貝塚市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
古畑 耕輔	神戸市垂水区	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
久保 悟	兵庫県宝塚市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
岸川 三千雄	大阪府東大阪市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
前田 宣人	奈良県大和郡山市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
大和 謙真	大阪府和泉市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
張 暁雨	大阪府東大阪市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
齋藤 明代	大阪市港区	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
今井 孝一郎	兵庫県西宮市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
西納 良一	奈良県香芝市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
前田 さやか	奈良県生駒郡斑鳩町	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
森本 万美	大阪市住吉区	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
木原 成貴	神戸市長田区	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
藤江 弘子	兵庫県三田市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
大島 弘江	大阪府羽曳野市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
山西 潤	大阪府東大阪市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
宮本 敏	大阪市中央区	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
松田 功治	堺市東区	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
島岡 成光	奈良県橿原市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
河野 晴彦	大阪府吹田市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
山下 章子	大阪市東淀川区	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
船原 由香里	兵庫県尼崎市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
岡辺 瑞穂	京都府乙訓郡大山崎町	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
上森 明子	大阪府東大阪市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
副島 寛子	奈良県大和郡山市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
平井 響子	兵庫県三田市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
小山 信子	大阪府泉南市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
永田 範子	兵庫県尼崎市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
久永 タケル	奈良県大和郡山市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
平尾 紀美江	兵庫県尼崎市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
加藤 範子	和歌山県橋本市	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員
松井 晴美	東京都江戸川区	会社員	3	1,020 (340)	当社の従業員

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

提出日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
住友商事株式会社 (注) 1、4	東京都中央区晴海1丁目8-11	19,779	41.82
Grainger International, Inc. (注) 1、4、9	アメリカ合衆国イリノイ州レーク フォレスト グレンジャーパーク ウェイ100	17,640	37.29
ワークス投資事業有限責任組合 (注) 1	東京都中央区京橋1丁目8-7	4,524	9.56
三菱UFJキャピタル株式会社 (注) 1、5	東京都中央区京橋2丁目14-1	1,305	2.76
瀬戸 欣哉 (注) 1、2	大阪市福島区福島5丁目6-38- 2001	900 (600)	1.90 (1.27)
MonotaRO従業員持株会 (注) 1	大阪市中央区安土町2丁目3-13	564	1.19
SMBCキャピタル2号投資事業有限 責任組合 (注) 1	東京都中央区京橋1丁目2-1	513	1.08
新規事業投資株式会社 (注) 1	東京都千代田区大手町2丁目6-2	510	1.08
室 大二郎 (注) 6	大阪府茨木市	285 (285)	0.60 (0.60)
山崎 知子 (注) 6	兵庫県宝塚市	255 (255)	0.54 (0.54)
エヌ・アイ・エフSMBCベンチャー ズ株式会社 (注) 1、5	東京都中央区京橋1丁目2-1	120	0.25
株式会社三和精密 (注) 1	大阪市西区立売堀4丁目7-25	120	0.25
田中 秀和 (注) 3	大阪府河内長野市	126 (90)	0.27 (0.19)
株式会社吉田産業	青森県八戸市廿三日町2	90	0.19
中村 武徳 (注) 6	大阪府泉大津市	42 (42)	0.09 (0.09)
柴垣 香平 (注) 6	兵庫県宝塚市	39 (39)	0.08 (0.08)
金光 正人 (注) 6	兵庫県尼崎市	33 (33)	0.07 (0.07)
西村 朋子 (注) 6	兵庫県西宮市	21 (21)	0.04 (0.04)
円福寺 正子 (注) 6	兵庫県伊丹市	21 (21)	0.04 (0.04)
熊谷 智恵子 (注) 6	兵庫県宝塚市	18 (18)	0.04 (0.04)
西口 誠治 (注) 6	大阪府豊中市	18 (18)	0.04 (0.04)
井上 佐代子 (注) 6	大阪市東住吉区	18 (18)	0.04 (0.04)
森 明美 (注) 6	大阪市東成区	18 (18)	0.04 (0.04)
久保 悟 (注) 6	兵庫県宝塚市	18 (18)	0.04 (0.04)
岸川 三千雄 (注) 6	大阪府東大阪市	18 (18)	0.04 (0.04)
堀木 史子 (注) 6	大阪市東成区	15 (15)	0.03 (0.03)
葉山 典子 (注) 6	大阪府東大阪市	15 (15)	0.03 (0.03)
東 祥子 (注) 6	大阪市港区	15 (15)	0.03 (0.03)
中西 淳二 (注) 6	大阪府吹田市	15 (15)	0.03 (0.03)
高橋 宏昌 (注) 6	兵庫県宝塚市	15 (15)	0.03 (0.03)
高野 晋三 (注) 6	大阪府和泉市	15 (15)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
吉岡 守人 (注) 6	大阪市東成区	15 (15)	0.03 (0.03)
池田 夏子 (注) 6	大阪府吹田市	9 (9)	0.02 (0.02)
内藤 新二郎 (注) 6	大阪府藤井寺市	9 (9)	0.02 (0.02)
山田 貴士 (注) 6	兵庫県川辺郡猪名川町	9 (9)	0.02 (0.02)
古畑 耕輔 (注) 6	神戸市垂水区	9 (9)	0.02 (0.02)
大和 謙真 (注) 6	大阪府和泉市	9 (9)	0.02 (0.02)
張 暁雨 (注) 6	大阪府東大阪市	9 (9)	0.02 (0.02)
上村 健一 (注) 6	大阪市中央区	6 (6)	0.01 (0.01)
西納 良一 (注) 6	奈良県香芝市	9 (9)	0.02 (0.02)
大橋 直樹 (注) 6	堺市美原区	6 (6)	0.01 (0.01)
田中 孝併 (注) 6	大阪府貝塚市	6 (6)	0.01 (0.01)
前田 宣人 (注) 6	奈良県大和郡山市	6 (6)	0.01 (0.01)
齋藤 明代 (注) 6	大阪市港区	6 (6)	0.01 (0.01)
今井 孝一郎 (注) 6	兵庫県西宮市	6 (6)	0.01 (0.01)
前田 さやか (注) 6	奈良県生駒郡斑鳩町	6 (6)	0.01 (0.01)
森本 万美 (注) 6	大阪市住吉区	6 (6)	0.01 (0.01)
木原 成貴 (注) 6	神戸市長田区	6 (6)	0.01 (0.01)
藤江 弘子 (注) 6	兵庫県三田市	6 (6)	0.01 (0.01)
大島 弘江 (注) 6	大阪府羽曳野市	6 (6)	0.01 (0.01)
中倉 孝 (注) 6	川崎市高津区	3 (3)	0.01 (0.01)
谷口 大輔 (注) 6	大阪府大東市	3 (3)	0.01 (0.01)
原田 貴弘 (注) 6	大阪府東大阪市	3 (3)	0.01 (0.01)
安藤 敦子 (注) 6	大阪市浪速区	3 (3)	0.01 (0.01)
増谷 務 (注) 6	京都市伏見区	3 (3)	0.01 (0.01)
片岡 有希 (注) 6	神戸市須磨区	3 (3)	0.01 (0.01)
詹 啓慧 (注) 6	大阪市西区	3 (3)	0.01 (0.01)
山西 潤 (注) 6	大阪府東大阪市	3 (3)	0.01 (0.01)
宮本 敏 (注) 6	大阪市中央区	3 (3)	0.01 (0.01)
松田 功治 (注) 6	堺市東区	3 (3)	0.01 (0.01)
島岡 成光 (注) 6	奈良県橿原市	3 (3)	0.01 (0.01)
河野 晴彦 (注) 6	大阪府吹田市	3 (3)	0.01 (0.01)
山下 章子 (注) 6	大阪市東淀川区	3 (3)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
船原 由香里 (注) 6	兵庫県尼崎市	3 (3)	0.01 (0.01)
岡辺 瑞穂 (注) 6	京都府乙訓郡大山崎町	3 (3)	0.01 (0.01)
上森 明子 (注) 6	大阪府東大阪市	3 (3)	0.01 (0.01)
副島 寛子 (注) 6	奈良県大和郡山市	3 (3)	0.01 (0.01)
平井 響子 (注) 6	兵庫県三田市	3 (3)	0.01 (0.01)
小山 信子 (注) 6	大阪府泉南市	3 (3)	0.01 (0.01)
永田 範子 (注) 6	兵庫県尼崎市	3 (3)	0.01 (0.01)
久永 タケル (注) 6	奈良県大和郡山市	3 (3)	0.01 (0.01)
平尾 紀美江 (注) 6	兵庫県尼崎市	3 (3)	0.01 (0.01)
加藤 範子 (注) 6	和歌山県橋本市	3 (3)	0.01 (0.01)
松井 晴美 (注) 6	東京都江戸川区	3 (3)	0.01 (0.01)
計	—	47,301 (1,800)	100 (3.81)

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(当社の取締役代表執行役社長)

3. 当社の執行役

4. 特別利害関係者等(当社の資本的関係会社)

5. 特別利害関係者等(証券会社の人的・資本的関係会社)。

6. 当社の従業員

7. ()内は新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. 株主名簿に記載された氏名又は名称は、Grainger International, Inc. (常任代理人 田中秀和)であり、住所はアメリカ合衆国イリノイ州レークフォレスト グレンジャーパークウェイ100(大阪府中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング3F 株式会社MonotaR0)であります。

独立監査人の監査報告書

平成18年11月1日

株式会社 MonotaRO

取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員 公認会計士 佐伯 剛 印
関与社員

関与社員 公認会計士 高野 文雄 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社MonotaRO（旧社名 住商グレンジャー株式会社）の平成16年1月1日から平成16年12月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び損失処理計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MonotaRO（旧社名 住商グレンジャー株式会社）の平成16年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針1. に記載のとおり、会社は当事業年度よりたな卸資産の評価基準及び評価方法に関する会計方針を最終仕入原価法による原価法から先入先出法による原価法に変更した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年11月1日

株式会社 MonotaRO

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 佐伯 剛 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高野 文雄 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社MonotaRO（旧社名 住商グレンジャー株式会社）の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MonotaRO（旧社名 住商グレンジャー株式会社）の平成17年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年1月10日を払込期日として第三者割当による新株式発行を行っている。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年10月14日開催の臨時株主総会及び平成17年11月17日開催の取締役会において、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することを決議し、平成18年2月1日に発行している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年8月21日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っている。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年9月8日開催の臨時株主総会及び取締役会において、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することを決議し、平成18年9月9日に発行している。
5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は欠損金の填補を目的として、平成18年9月8日開催の臨時株主総会の決議に基づき、減資（無償による）することを決定している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年11月1日

株式会社 MonotaRO

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 佐伯 剛 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高野 文雄 印
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社MonotaROの平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社MonotaROの平成18年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年1月1日から平成18年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年8月21日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っている。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年9月8日開催の臨時株主総会及び取締役会において、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することを決議し、平成18年9月9日に発行している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は欠損金の填補を目的として、平成18年9月8日開催の臨時株主総会の決議に基づき、減資（無償による）することを決定している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

